

牛久市文化芸術推進基本計画 (素案)

牛 久 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1－1 社会背景と文化芸術基本法の改正	1
1－2 計画策定の目的と位置づけ	2
1－3 計画の期間と推進体制	9
第2章 牛久市の文化芸術を取り巻く現状と課題	10
2－1 市の概要と文化芸術資源	10
2－2 第1期計画の検証と課題	18
2－3 他分野との連携による新たな可能性	22
第3章 基本理念と施策の方向性	24
3－1 基本理念とビジョン	24
3－2 基本方針	25
第4章 具体的取組（施策）	28
4－1 方針1：文化芸術活動への参加促進 基づく施策	28
4－2 方針2：文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信 基づく施策	29
4－3 方針3：文化遺産の保存活用と地域文化の伝承 基づく施策	30
4－4 方針4：文化芸術施設の計画的な整備 基づく施策	31
4－5 他分野連携の施策	31
第5章 計画の推進体制	33
5－1 各主体の役割	33
5－2 広域連携の推進	36
5－3 計画の実行性を高めるための取組	37
資料編	39
策定経過	39
関係団体アンケート調査結果	41
用語解説	48
牛久市内文化財一覧	50

注：本文中に「※」の記号があるものは、巻末資料編に用語解説のあるものを示す。

第1章 計画の策定にあたって

1－1 社会背景と文化芸術基本法の改正

1 文化芸術基本法改正の趣旨と影響

平成13年（2001）に「文化芸術振興基本法」が議員立法で成立して以来、国は文化芸術立国の実現に向けた振興策を推進してきた。その後、少子高齢化やグローバル化など社会の変化への対応、観光・まちづくり・国際交流との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の必要性が高まる中、平成29年（2017）に同法は「文化芸術基本法」へと改正された。

この改正の趣旨は、文化芸術の固有の価値を尊重しつつも、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業などの関連分野との連携を強化することにある。改正法では、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の継承、発展、創造に活用することが明記され、文化芸術を通じた「心豊かな国民生活」と「活力ある社会」の実現が基本理念として掲げられた。さらには、文化芸術が持つ多様な価値を社会的・経済的価値の創出に活用し、文化芸術を中心とした地域創生や社会的包摂の実現を目指している点が特徴である。

一方、牛久市では平成15年（2003）に「牛久市文化芸術振興条例」を施行し、また、条例に則り「牛久市文化芸術の振興に関する基本的な方針」を定め、全国に先駆けて文化芸術施策に取り組んできた。平成28年（2016）5月には「文化芸術振興基本計画」を策定し、総合的な文化芸術振興施策に取り組んでいる。今回、法改正の趣旨や社会情勢の変化を踏まえ、固有の文化資源を活かした特色あるまちづくりを進めるため、計画の見直しを行うこととした。

2 社会情勢の変化

日本社会の全国的な状況をみると、2040年には日本の総人口は1億1,300万人を下回り、高齢化率は約34.8%に達すると推計され、人口減少と少子高齢化という大きな転換期を迎えており、特に14歳以下の人口は2020年比で約24%減少する見込みであり、伝統芸能や地域の文化行事の担い手不足が顕在化し、文化芸術の継承や地域文化活動に深刻な影響を及ぼすことが予想される。

一方、デジタル技術の急速な進展は文化芸術の創造・発信・享受の方法に革新をもたらしている。特に新型コロナウイルス感染症の拡大以降、オンライン配信やバーチャル展示などの新たな表現・発信方法が普及した。また、文部科学省は令和5年（2023）7月に初等中等教育段階での生成AI利用に関する暫定ガイドラインを公表するなど、教育現場でもデジタル技術を活用した変革が進んでいることから、時間や場所の制約を超えた文化芸術の創造と享受が可能となっている。

さらに、文化芸術分野では多様性が進むとともに、文化施設のバリアフリー化や多言語対応、様々な背景を持つ人々の文化芸術活動への参加機会の創出など、性別・年齢・障害・国籍などに関わらず、誰もが参加できる環境づくりが広がっている。

加えて、文化芸術は単なる娯楽や教養の対象ではなく、社会的・経済的に多様な価値を生み出すものとして再認識され、地域活性化やウェルビーイング※の向上、創造性と革新性の源泉、社会的結束の強化など、文化芸術が持つ多面的な価値への関心が高まっている。

このような社会情勢の変化の中で、文化芸術には新たな役割と可能性が期待されることから、デジタル技術を活用しながらも人間の創造性を大切にし、多様な人々が参加できる文化芸術活動を推進することが重要である。

1－2 計画策定の目的と位置づけ

1 第1期計画の成果と第2期計画策定の必要性

本市では、文化芸術振興計画に基づき様々な施策を展開してきた。第1期計画の主な成果としては、子どもたちへの質の高い芸術体験の提供、市民文化祭などを通じた発表機会を創出、牛久シャトー※（シャトーカミヤ旧醸造場施設）や雲魚亭※（小川芋鉢記念館）などの文化的資源を活用した事業の推進、文化芸術団体間の交流の促進、既存施設の有効活用と文化芸術活動の促進、また、文化芸術振興審議会（令和8年度（2026）からは「文化芸術推進審議会」に改称）による事業評価などが挙げられる。

一方で、第1期計画の課題として、学校教育との連携方法や効果的な情報発信、異分野との協働、施設整備などが明らかになった。同時に、少子高齢化の進行やデジタル技術の発展など、社会情勢の変化に対応し、新たな課題に取り組むことが必要となっている。

このような中、文化芸術基本法の改正の趣旨を踏まえ、観光・まちづくり・福祉・教育など関連分野との連携強化、文化資源を活かした地域活性化の取組を強化する必要がある。さらに、文化芸術の担い手不足への対応、デジタル技術を積極的に活用した振興策の推進、性別・年齢・障害・国籍などに関わらず、誰もが参加できる文化芸術環境の整備、文化芸術を通じた地域活性化、市民の健康増進・生きがいづくりなど、文化芸術の多面的価値を活かした取組が重要である。

そのため、第1期計画の成果を継承しつつ、市民・文化芸術団体・行政が一体となって、新たな社会情勢や課題に対応し、「ひとが輝き つながる 文化芸術のまちづくり」を実現するため、第2期計画の策定が必要である。

2 上位計画等との関係

本計画は牛久市第4次総合計画第2期基本計画並びに牛久市教育大綱・第2期牛久市教育振興基本計画を上位計画とし整合を図るとともに、文化財保存活用地域計画や都市計画マスタープランといった関連計画との連携を図りつつ策定し、文化芸術の推進を図る。



図 関連する法や条例、計画

(1) 上位計画

計画	牛久市第4次総合計画第2期基本計画
位置づけ	牛久市第4次総合計画第2期基本計画は、本市が策定する全ての行政計画の最上位に位置するもので、行政運営の総合的な指針となるものである。国や茨城県の動向や社会情勢、本市の現状を踏まえ、各分野の専門家や市民の意見等を反映して策定された。
概要	<p>基本構想 まちづくりの将来像：笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく 基本目標　ふるさとを想う市民と共に「世代がめぐる」まちを創る</p> <p>4年間の第2期基本計画期間において重点的かつ戦略的に取り組む『7つの重点プロジェクト』を掲げている。重点プロジェクトは、7つの政策分野から分野横断的に取り組むものとして位置づけ、市民や企業・団体など地域の力と行政が協働しながら推進するものである。</p> <p>■ 7つの重点プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 牛久ブランディングプロジェクト 2 子育て全力応援プロジェクト 3 ワインと食のまちづくりプロジェクト 4 市民の足づくりプロジェクト 5 スマート窓口プロジェクト 6 国際交流活発化プロジェクト 7 牛久に住もう働きこうプロジェクト
文化芸術に関する記述	<p>心豊かな市民生活の形成を図るために、文化芸術とのつながり、ひととのつながり、まちとのつながりに着目し、愛し誇れる文化芸術のまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 文化芸術のまちづくりに取り組む市民を育てる（文化芸術活動への参加促進） 2 文化芸術のコミュニティづくりと活性化を促進する（文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信） 3 郷土に対する愛着をはぐくみ地域づくりにつなぐ（文化遺産の保存活用と地域文化の伝承） 4 文化芸術施設を整備し交流を促進する（文化芸術施設の計画的な整備）

計画	牛久市教育大綱・第2期牛久市教育振興基本計画
位置づけ	<p>牛久市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条第3項の定めにより、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として策定するもので、「未来を開き、地域を担う人づくり」を基本理念に、市民一人ひとりが自分らしく生きることや、自身や社会の課題解決ができる資質能力の育成などを目指している。</p> <p>教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の定めにより、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するもので、学校・家庭・地域の「学び」に係る総合的な指針を示すものであり、児童生徒及び市民を対象としている。</p> <p>計画の基本理念の実現と継続的な教育施策の展開を図るために、「牛久市第4次総合計画第2期基本計画」との整合を図るとともに、国の「第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）」及び茨城県の「いばらき教育プラン（令和3年度策定）」を参照しながら策定した。</p>
概要	<p>1 基本理念 未来を開き、地域を担う人づくり ～未来を自分らしく生き、自身や社会の課題を解決しよう～</p> <p>2 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための基礎的・基本的な知識及び技能の定着 ■ グローバル社会の持続的な発展に対応できる人材の育成 ■ 共生社会の実現に向け、多様性を受容し、市民の可能性を引き出す教育の推進 ■ 地域や家庭と連携・協働し、市民の学びを支える社会の実現に向けた教育の推進 ■ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 <p>3 基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> I. 「生きる力」を育む学校教育と最適な学びへ II. 多様なニーズに対応する教育の推進 III. 就学前教育・家庭教育の推進 IV. 市民の学びを支える社会教育の推進
文化芸術に関する記述	<p>第3編 施策の展開 第4章 市民の学びを支える社会教育の推進</p> <p>第2節 ひとが輝きつながる文化芸術のまちづくり</p> <p>(1) 文化芸術活動への参加促進</p> <p>ひとが輝きつながる文化芸術のまちを目指し、講座やイベントの充実を促すとともに、発表・鑑賞する機会の提供など、地域独自の文化芸術活動を含め、より多くの市民が文化芸術に親しむ機会を提供します。未来を担う青少年の文化芸術活動の支援に努めるとともに、地域独自の文化芸術活動を促進します。</p> <p>(2) 文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信</p> <p>文化芸術コミュニティの形成を目指し、市民・企業・団体間の連携強化と、文化芸術活動を支える市民・団体の支援に努めます。また、文化芸術活動の情報発信の強化を図ります。</p> <p>(3) 文化遺産の保存活用と地域文化の伝承</p> <p>本市の貴重な文化遺産を残していくために、文化財※の保存に努めます。また、地域文化を伝承するために、郷土の歴史や伝統文化に触れる機会を提供し、子どもたちの郷土への誇りと愛着を育みます。さらに、地域の文化財等を次世代へ継承していくよう、歴史・文化の調査・記録・保存・活用に取り組み、人材の育成や文化財の新たな活用などを図り、牛久シャトーなどの地域が誇る文化財を観光やまちづくりに活かす取組を積極的に推進します。</p> <p>(4) 文化芸術施設の計画的な整備</p> <p>本市の文化に、より多くの市内外の人々が触れることができるよう、文化芸術施設・設備の適切な維持管理を行い、文化芸術活動の拠点となる施設の有効活用を目指します。また、文化財の長期的な保存・活用の観点から、計画的な修繕・補修を実施していきます。</p>

(2) 関連計画

計画	牛久市文化財保存活用地域計画
位置づけ	<p>牛久市文化財保存活用地域計画は、文化財保護法第183条第3項の定めにより牛久文化財保護条例に基づき作成する。地域の文化財を適切に保存・活用し、次世代へ継承していくために、人々が地域に所在する文化財の価値を再認識して、官民協働で守り伝えるとともに、文化財が市民に親しまれる存在となるよう、文化財とその周辺環境を一体のものとして、積極的に保存・活用するための総合的な指針とする目的としている。</p> <p>なお、本計画の認定は、文化財保護法が改正されてから初めてのことであり、牛久市は認定第1号となった。</p>
概要	<p>文化財の保存・活用を市民の「ふるさと」への誇りと愛着を深めていくことに役立て、市民一人ひとりに支えられた新たなまちづくりに繋げ、市民が主役となった活動が継続されていくことにより、暮らし続けたくなるまち、豊かな心と文化を育むまち、来訪者が再び訪ねたいまちを目指すこととしている。</p> <p>将来像： 市民が郷土に愛着と誇りを持ち、訪れる人だれもが親しみを持つ魅力あふれるまち</p> <p>基本方針：</p> <p>文化財の保存・活用を通じて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○郷土教育を推進し、市域の歴史文化の特徴への理解を深めます ○歴史文化を取り巻く環境を活かした魅力あるまちづくりを目指します ○豊かな心を育みながら、市域の文化遺産を次世代へ継承していきます。 <p>具体的な取組み：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査研究の充実 2 活用に向けた保存整備の充実 3 活用のためのコンテンツの充実 4 横断的な保存・活用の充実 5 保存・活用のための運営体制の整備
文化芸術に関する記述	<ul style="list-style-type: none"> ●市民共有の財産である地域の歴史や貴重な文化財に対する認識が深まることで、市民の郷土への誇りと愛着に繋がります。 ●人々の営みの中で、自然や風土、社会、生活を反映しながら今まで伝承してきた文化財等を中心とした地域での自主的な活動が発生し、連帯感の増進と地域の活性化に繋がります。またこうした活動を通じて、市民社会の中に文化財を後世に継承すべきものとする意識が芽生えます。 ●文化財とそれを取り巻く周辺環境とを一体的に保存・活用することで、地域の魅力向上に繋がるとともに、文化財を大切なものとして守り伝えていく機運を醸成することができます。 ●本地域計画の目的を達成するためには多分野での連携が欠かせません。行政機構内において横断的な連携強化の契機となるとともに、文化財に関連した各種団体等の活動の一層の活性化や、地域社会向上に向けた協働体制の構築へと繋がります。

計画	牛久市都市計画マスターplan
位置づけ	都市計画法第18条第2項の定めにより「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するもので、国や県の計画や本市の最上位計画である牛久市第4次総合計画第2期基本計画に基づく。牛久市立地適正化計画と調和したものとし、本市の個別の都市関連計画や部門別計画との連携を図るものとする。
概要	<p>全体構想では、将来のまちづくりの目標を定め、それに基づき都市づくりの方針を示す。方針には、住宅・商業・工業の土地利用、道路や公園などの都市施設、市街地開発事業や交通体系の整備、自然環境の保全、安全で安心な都市形成などが含まれる。地域別構想では、全体構想を踏まえ、地域の特性に応じた土地利用や施設整備、交通の円滑化、緑地保全、景観形成の方針を示し、行政区を基に7つの地域に分けて設定。計画の実現に向けては、全体構想と地域別構想を具体化するための取り組みを示す。</p> <p>将来都市像：</p> <p>豊かな自然に囲まれ、多世代が安心して生き生きと暮らすまち うしく</p> <p>目標：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 世代循環の形成による持続可能なまちづくり 2. 地域の特性を活かした活力あるまちづくり 3. コンパクトで利便性が高く暮らしやすいまちづくり 4. 自然環境を継承した、潤いのあるまちづくり 5. 健康で安全・安心に暮らせるまちづくり
文化芸術に関する記述	<p>日本遺産[※]に認定された牛久シャトーは、周辺の関連資源を含め、本市の歴史・文化資源として保存し、観光資源として活用を進めます。</p> <p>観光資源でもある「河童の碑」「雲魚亭」「住井すゑ文学館」「観光アヤメ園」等は学びや休憩、景勝の場として、ヘルスロード(散策路)との連携を図りながら、周辺環境と一体となった保存・活用を図ります。</p> <p>観光資源でもある小坂城跡や岡見城跡等、牛久市の主要な歴史・文化資源についても、学びや休憩、景勝の場として、周辺環境と一体となった保存・活用を図ります。</p> <p>旧岡田小学校文化分校(文化青年研修所)は、国登録有形文化財[※]に登録された歴史的建造物であることから、歴史・文化資源として保存・活用を図ります。</p>

3 文化芸術の定義

本計画において対象とする「文化芸術」は、非常に幅広い概念であり、時代の変化や人々の価値観の多様化の中で、常に変化していくものといえる。

一方、文化芸術推進基本法 第8条～第14条では、対象とする文化芸術について、次表のとおり例示されており、本計画では、市内で行われるこれらの文化芸術や、それに紐づく人々の活動を対象とした施策を展開し、文化芸術活動の推進を図っていく。本計画では、これらの定義に加え、現代における文化の多様性を重視し、特に、アニメや漫画、動画配信などのメディアコンテンツも、時代を反映した重要な文化芸術と位置づけ、伝統的な文化芸術との調和を図りながら振興する。

表 文化芸術推進基本法の対象とする文化芸術活動

分野	内容の例
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊など（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊などの伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化など
国民娯楽	囲碁、将棋など
出版物等	出版物、レコード等の普及
文化財	有形・無形文化財とその保存技術
地域文化	地域の公演、展示、芸術祭、民俗芸能など



音楽会



能楽ワークショップ



華道体験の様子



うしくかつぱ祭り

1－3 計画の期間と推進体制

1 計画期間の設定

本計画は、上位計画である牛久市総合計画及び牛久市教育振興基本計画に掲げる方針との整合をとり作成することに鑑み、上位計画改訂の翌年に計画の見直し・改訂を行うこととする。そのため、本計画は令和8年度（2026）から令和15年度（2033）までの8か年を計画期間とする。また、令和8年度（2026）から令和11年度（2029）までを前期計画期間、令和12年度（2030）から令和15年度（2033）までを後期計画期間と位置づける。

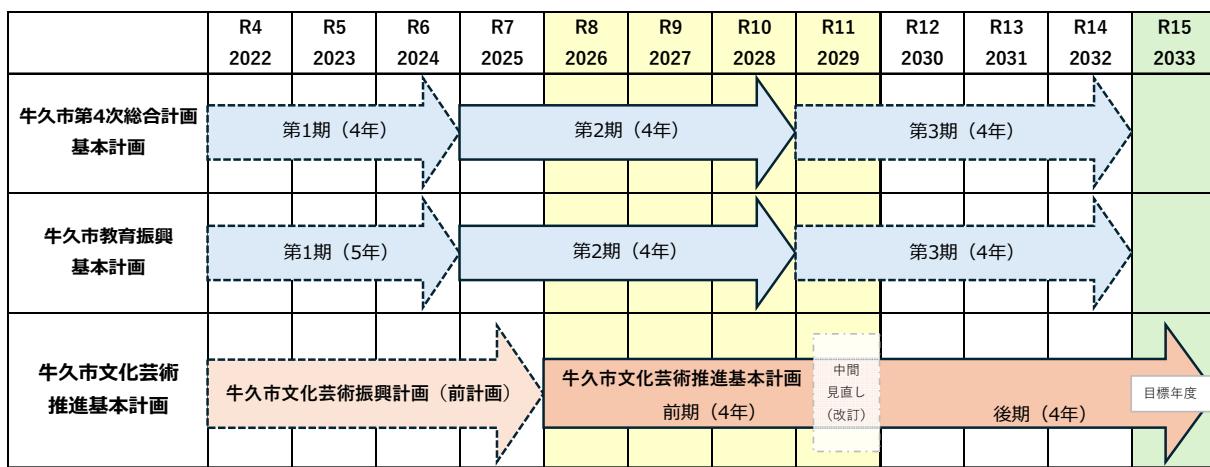


図 計画期間と上位計画の関連

2 進行管理と評価の仕組み

本計画の推進にあたっては、上位計画である牛久市教育振興基本計画においてPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる点検・評価を行うことが定められていることから、本計画もそれに基づいた計画の進行管理並びに評価を実施していく。

牛久市文化芸術推進審議会においては、この評価を基に前期計画期間の終了時には、計画に定める施策（第4章参照）の進捗状況の確認と中間評価を行う。また、計画期間の最終年度となる令和15年度（2033）には計画の進捗状況を確認し、総合的に評価するとともに、上位計画である牛久市総合計画及び牛久市教育振興基本計画との整合を図りつつ、計画の更新を行う。また、計画期間内であっても、上位法の改訂・制定、社会情勢の変化や上位関連計画との関連性を踏まえ、計画内容の変更が必要になった場合には、計画の見直しを行う。

第2章 牛久市の文化芸術を取り巻く現状と課題

2-1 市の概要と文化芸術資源

1 市の概要

(1) 市の位置

本市は茨城県の南部、首都中央部から北東約50kmに位置し、県庁所在地の水戸市へは北へ約50km、本市の周辺に位置する土浦市やつくば市の中心部へは約15kmの位置にある。

周辺は、北側が土浦市、阿見町、東側が稲敷市、南側が龍ヶ崎市、西側がつくば市にそれぞれ隣接している。

東京圏や隣接県とは、JR常磐線、首都圏中央連絡自動車道・常磐自動車道で結ばれ、また、国道6号、国道408号や県道などにより周辺市町村との広域的な交通網が形成されている。

(2) 地勢

市域は面積58.92km²、東西約14.5km、南北約10.7kmで、東西にやや長く、中央のくびれた形状の市域となっている。本市の中央部を流れる小野川周辺及び南西側の牛久沼周辺は沖積層の低層部となっており、その他の地域は関東ローム層の台地部によって構成され、平均海拔は概ね20m前後である。平坦な地域が多く良好な住宅地が形成されている一方で、小野川や稻荷川、牛久沼などの水辺空間、雑木林や谷津田などの里山景観も豊富にあり、水と緑に囲まれた自然豊かな地域である。

2 地域の歴史・文化資源

(1) 牛久市の文化財、文化資源の概要

牛久市には国指定文化財1件、県指定文化財5件、市指定文化財29件のほか、国登録有形文化財1件、国選択1件がある。このうち指定を受けた文化財の類型ごとの内訳は、建造物3件、絵画4件、彫刻5件、工芸品6件、歴史資料2件、考古資料2件、史跡8件、天然記念物2件となっている。国指定は「シャトーカミヤ旧醸造場施設」のみで、県指定も建造物、彫刻、工芸品に限られる。その一方で、市指定は類型別にみても比較的万遍なく指定されていることがわかる。

有形文化財の書籍・典籍・古文書や有形・無形の民俗文化財の指定はないが、市域では中世以降の歴史が充実していることから、今後の調査研究の進展によって指定の価値に足る資料の発見が期待される。また南北朝以来、鎌倉街道を中心に、古い景観の様子をよく残している市域東部の農村部においても、指定の価値に足る資料の発見が期待される。

また、牛久市独自の認定制度として令和5年度（2023）より「牛久市認定市民文化遺産制度※」が創設され、国・県・市の指定文化財や国登録有形文化財に指定、登録されていないものの中で、地域によって守り伝えられてきた、伝統的な祭りや行事・建造物な

どの文化遺産を広く把握し、地域とともに保護し、活用していく体制を整えることを目的として運用されている。令和7年（2025）7月に「新川囃子」と「団子念佛」の2件が初めて市民無形文化遺産に認定され、指定・登録とは異なる形での文化遺産の保存・活用の取組が行われている。

その他、牛久市内には以上の指定・登録を受けた文化財のほかに、近世以前の歴史を持った社寺、旧飯島家住宅※や旧住井すゑ邸（現・住井すゑ文学館）

などの近代の建築物や工作物、市内の自然遺産としてその地の歴史や文化を象徴する貴重な樹木や各地に保存されている巨樹・巨木の「市民の木※」などの歴史的・文化的資源が残されている。



新川囃子

表 牛久市指定・登録文化財の件数

種別		国指定	県指定	市指定	国登録	国選択	計(件)
有形文化財	建造物	1	1	1	1	-	4
	絵画	-	-	4	-	-	4
	彫刻	-	2	3	-	-	5
	工芸品	-	2	7	-	-	9
	歴史資料	-	-	2	-	-	2
	考古資料	-	-	2	-	-	2
民俗文化財	有形の民俗文化財	-	-	-	-	-	0
	無形の民俗文化財	-	-	-	-	1	1
記念物	遺跡	-	-	8	-	-	8
	名勝地	-	-	-	-	-	0
	動物、植物、地質鉱物	-	-	2	-	-	2
計(件)		1	5	29	1	1	37

※1：令和8年（2026）3月31日現在の件数である。

※2：上記のほか、牛久市認定市民文化遺産2件が認定されている。

（2）牛久市の主な指定文化財、歴史的・文化的資源

①シャトーカミヤ旧醸造場施設（現・牛久シャトー）

シャトーカミヤ旧醸造場施設（現・牛久シャトー）は実業家・神谷傳兵衛※によって、明治36年（1903）に稻敷郡岡田村の約120haもの広大な土地に開設された日本初の本格的ワイン醸造場である。フランスのボルドー地方の技術を直接的かつ一体的に導入した最初期の施設で、ブドウの栽培からワインの醸造・瓶詰めを一貫して行っていた。現在は「醸酵室」を神谷傳兵衛記念館として一般公開し、神谷傳兵衛の足跡と当時のワイン造りに関する資料を展示しているほか、「貯蔵庫」はレストランとして活用されている。

牛久シャトーは平成19年（2007）11月に経済産業省より、国産ワイン醸造の発展に貢献したことが認められ「ワイン」の遺産群として「近代化産業遺産※」に認定された。また、平成20年（2008）6月には明治中期の煉瓦造建築として歴史的価値の高さと、本格的なワイン醸造場の主要部がほぼ完存することから、当時の醸造方式を理解することができる産業技術史上の重要性が評価され、「事務室（現・本館）」、「醸酵室（現・神谷傳兵衛記念館）」、「貯蔵庫（現・レストラン）」の3棟が日本初の本格的ワイン醸造場「シャトーカミヤ旧醸造場施設」として国の重要文化財※に指定された。さらに、令和2年（2020）6月には茨城県牛久市と山梨県甲州市が共同申請したストーリー「日本ワイン140年史～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～」が日本遺産に認定されている。牛久シャトーは、日本ワイン関係の文化遺産施設として継承されていることに加え、明治時代に国営では果たせなかったワイン醸造を地域の特性を生かして民間の力で成し遂げたことが、人と土地が結びついた物語に夢を感じさせると評価されている。

本文化財に関連する計画では、観光振興事業計画（「ワインと食」における観光振興事業計画が挙げられる。本市の近代化産業遺産である「日本初の本格的ワイン醸造場」を軸に、市内外の多様な資源と結び付けて取り組む「ワインと食による観光振興」の実現を目指している。

他方、この施設が牛久市街地の中央に位置し、市民の憩いの場として機能しうることから、さまざまな文化活動の拠点となりうる可能性は大きく、改正された「文化芸術基本法」に準拠した市民・文化芸術団体・行政が一体となっての更なる活性化が急務である。

②牛久沼と雲魚亭、旧住井すゑ邸（現・住井すゑ文学館）

牛久沼は面積と比較して水深の浅さから大雨時の災害に悩まされる一方、農業、漁業等の産業のほか、舟運としても長く利用されていた。また、東京（江戸）に近く交通の便の良い発達した宿駅に由来する街であった牛久沼北岸の風景は、中心市街地に近い里山の景観として人々を惹き付ける魅力を持っており、今日でも市民の憩いの水辺として親しまれている。このような立地条件から、近代以降には2名の芸術家が牛久沼の畔を終の棲み処としている。

近代日本画を代表する画家の一人、小川芋銭※（おがわうせん、1868-1938）は、昭和12年（1937）に居宅兼アトリエである「雲魚亭」に入居している。小川芋銭は河童や農村、水辺の風物を題材とした独自の画風を確立し、「河童の芋銭」として広く知られる。幻想的でありながらも素朴な描写で自然と人間の関係を深く追求し、社会的視点を持ちながら労働者や農民の姿を描いたその独自の美意識と表現は、近代日本水墨画の革新として評価され、日本近代美術史において重要な位置を占めている。



シャトーカミヤ旧醸造場施設
事務室（現・本館）

また、俳人（俳号「牛里」）としても活動し、詩人・野口雨情との親交も深く、両者の交流は茨城県における文学と美術の交差点を形成した。晩年には絵画制作とともに文筆活動にも力を注ぎ、作品に対する哲学や自然観を表現した。雲魚亭へ入居後、「古希記念新作画展」の作品制作や代表作「河童百図」を刊行した。

「雲魚亭」は昭和63年（1988）の生誕120年記念事業に際して遺族から牛久市に寄贈され、「小川芋銭記念館」として一般公開された。記念館には複製画や愛用品が展示され、小川芋銭の足跡と普及啓発を行う場となっている。

その雲魚亭の近くに建てられた旧住井すゑ邸（現・住井すゑ文学館）は、作家の住井すゑ※（1902-1997）とその夫・犬田卯（農民文学者）が執筆活動を行った居宅兼仕事場である。住井すゑは、差別問題を扱った長編小説『橋のない川』（全7部、約30年をかけて執筆、累計800万部以上発行）で知られ、人間の尊厳と平等を訴える作品を通じて、日本の近代文学史及び近代思想史において重要な位置を占める。

昭和10年（1935）に犬田の郷里である牛久へ移住後、教室である抱樸舎で多くの人々と人間平等思想の学習会を行うなど、執筆活動と社会的実践の拠点としていた。建物は昭和40～50年代の建物群であることが判明しており、室内からは住井すゑが愛用していた万年筆等の道具や原稿、犬田卯関連資料や小川芋銭の書簡など、資料が多数発見された。

平成30年（2018）1月に遺族によって建物と土地が本市に寄贈され、令和2年度（2020）に行われた改修工事を経て、令和3年（2021）11月3日に展示棟、管理棟、抱樸舎から構成される「住井すゑ文学館」が開館した。そのうち展示棟では直筆原稿や蔵書、愛用品等の貴重な文学資料を展示し、書斎の一部を再現している。

上記の建造物は牛久市文化財保存活用地域計画において、関連文化財群「牛久沼のほとりで華開く芸術文化」の核となる文化財・文化資源に位置付けられているほか、牛久市城中の史跡を巡り小川芋銭のふるさとを訪ねる「牛久沼かつぱの小径コース」に設定されるなど、牛久沼の畔に良好な状況で残されている湿地帯や里山景観などとともに、近代芸術の発展を辿る貴重な文化財群として一体となった活用が図られている。

③うしくかつぱ祭り

うしくかつぱ祭りは例年7月の最終土日に開催され、本市を代表する市内最大の祭りであり、市民の文化活動の披露の場でもある。本市が昭和50年頃（1975頃）から首都圏のベッドタウンとして発展したことで人口が著しく増加する中、先祖以来牛久の地で生



雲魚亭



住井すゑ文学館 抱樸舎

活する人々と、自分の意思で牛久の地を選び移り住んできた人々との交流や、子どもたちの郷土愛を育むことを願って、昭和56年（1981）に前身となる「ふるさと祭り」が開催された。翌昭和57年（1982）には本市に残されている牛久沼の河童の伝承や昔話、河童の絵を多く残した小川芋鉈が育った地として、牛久市民にとって身近な存在である河童にちなんで「うしくカッパ祭り」に改名された。そして、平成4年（1992）にはカッパを平仮名表記にした、現在の「うしくかっぱ祭り」となった。



うしくかっぱ祭り

3 文化芸術活動の現状

（1）文化芸術活動と市民文化芸術団体の活動状況

これまで牛久市では、昭和48年（1973）に設立された牛久市文化協会の運営をはじめ、令和7年度（2025）に第49回目を迎えた「牛久市民文化祭」、第30回目を迎えた「うしく現代美術展」や、13年目となる「うしく音楽家協会」などを継続してきた。これらの活動が積極的に実施されてきた一方で、一般市民への認知度や関心度の向上には課題があり、地域の特色ある文化芸術活動の推進には、団体の組織力を高め企画力を強化するなど、行政による団体への支援と合わせて、市民一人ひとりが文化芸術に触れる機会を創出し、人材を育成していくことが必要である。

市民満足度調査の結果をみると、「文化芸術活動に取り組んでいる市民の割合」は約30%となっており、より多くの市民が文化芸術に触れ、活動に取り組める機会の提供や、子どもの頃から文化芸術に触れる機会の提供が、これまで以上に求められている。

また、本市には文化芸術団体が多数存在しており、文化協会加盟団体数や市民文化祭参加数からみても、文化芸術に関心をもつ市民の数が多いことがわかる。文化芸術を支える団体の支援や文化芸術活動を積極的に発信し、広く地域住民に理解、支持してもらうことは、文化芸術のまちづくりを進めるために重要である。

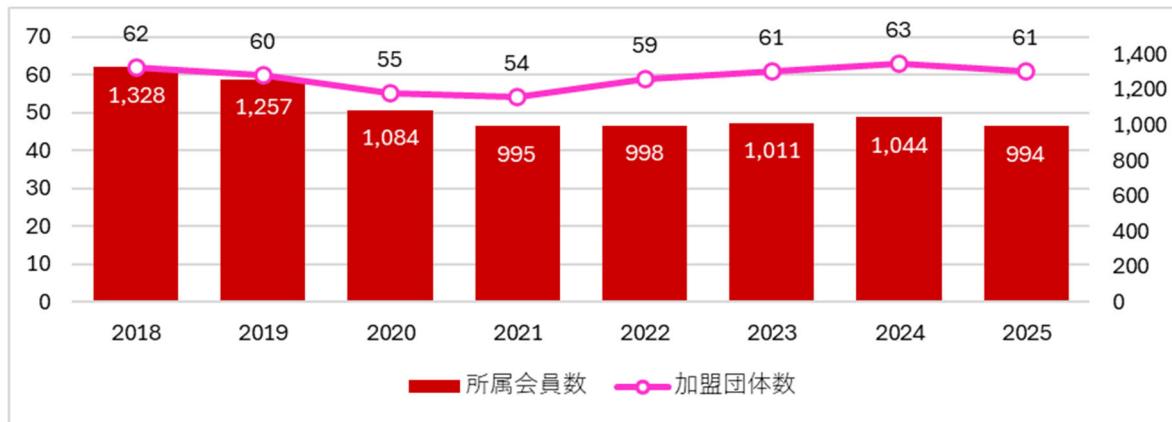
一方、牛久市文化協会※の加盟団体数と所属会員数をみると、新型コロナウイルス感染症の流行期間において最も減少した令和3年（2021）以降、わずかながら増加に転じているが、人口の減少、団体の構成員の高齢化などの課題に対応していく必要がある。これまで培ってきた文化芸術活動をより魅力的にするため、時代に即した企画や団体間の連携強化、広報強化によって若者を含む多くの市民との接点を増やし、活動を支える次世代の担い手の育成・確保が求められる。

表 市民文化祭参加状況

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
参加人数（人）	3,840	3,970	実施せず	実施せず	2,089	2,371	2,157	2,276

表 市民文化芸術団体の状況

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025*
牛久市文化協会の加盟団体数 (団体)	62	60	55	54	59	61	63	61
牛久市文化協会の加盟団体の所属会員数(人)	1,328	1,257	1,084	995	998	1,011	1,044	994



*令和7年度（2025）の値は、12月31日現在の団体数、会員数である。

図 牛久市文化協会の加盟団体数と所属会員数

表 牛久市文化協会加盟団体内訳

部門	団体数 (団体)	会員数 (人)	部門	団体数 (団体)	会員数 (人)
美術工芸	6	74	邦楽	3	33
合唱	10	173	大正琴	2	19
器楽	7	173	茶道	1	14
舞踊	7	105	園芸	4	64
洋舞	4	91	華道	3	35
民謡	3	77	文化	8	106
詩吟	3	30			
合計団体数(団体)			合計会員数(人)		
61			994		

*令和7年（2025）12月31日現在の団体数、会員数である。

（2）指導者・専門人材の状況

本市の人口は平成29年（2017）12月の85,255人をピークに減少傾向が続いている。将来推計人口は2060年には81,000人になることが見込まれている。また、文化団体構成員の高齢化により、文化芸術を後世に継承していく役割を担う人材が減少している。今後は次世代の担い手確保・人材育成を図っていくだけでなく、専門的な研究活動を行い、大学等の研究機関や学会などのネットワークを活用できる職員を文化芸術に関わる専門職員として積極的に配置することが重要であり、体制整備を検討・推進する必要がある。

(3) 活動拠点

本市には、住井すゑ文学館に常設の文学資料の展示があるものの、他には常設の大型展示ケースを備えた展示施設がなく、展示による積極的な文化財の広報周知活動を実施することが難しい。文化芸術施設は文化財の長期的な保存や文化芸術活動、展示を継続的に行う場であることから、市民の郷土愛の醸成、交流人口の増加、次世代への継承といった観点から、牛久シャトーをはじめとする既存施設の実効性のある活用の改善や、適切な保護保全を継続するために民間活力の活用も含めた維持管理、計画的な整備を検討する必要がある。現在本市で文化芸術活動の場とともに、保存・継承・交流拠点など幅広い役割を果たしている主な施設は、以下の表のとおりである。

表 牛久市内の主な活動拠点

番号	施設名	開館	延床面積	設備
①	中央生涯学習センター	1987年	講座室棟 2,009 m ² ホール棟 5,328 m ²	文化ホール、多目的ホール、展示ホール、講座室、団体活動室、美術工芸室、和室、音楽室、視聴覚室 など
②	エスカード生涯学習センター	1987年	905 m ²	ホール、スタジオ、講座室、和室
③	三日月橋生涯学習センター	1984年	1,1351 m ²	研修室、和室、調理実習室、講座室、図書室
④	かっぱの里生涯学習センター	2010年	276 m ²	講座室
⑤	奥野生涯学習センター	1989年	1,091 m ²	研修室、多目的室、調理実習室、和室、茶室、美術工芸室、図書館
⑥	ひたち野うしく小学校	2010年	12,729 m ²	図工室、音楽室
⑦	ひたち野うしく中学校	2020年	9,476 m ²	地域活動室
⑧	おくの義務教育学校	2020年	8,773 m ²	地域活動室、会議室
⑨	小川芋錢記念館（雲魚亭）	1988年	約 95 m ²	記念館
⑩	住井すゑ文学館	2021年	354 m ²	展示棟、管理棟、抱樸舎

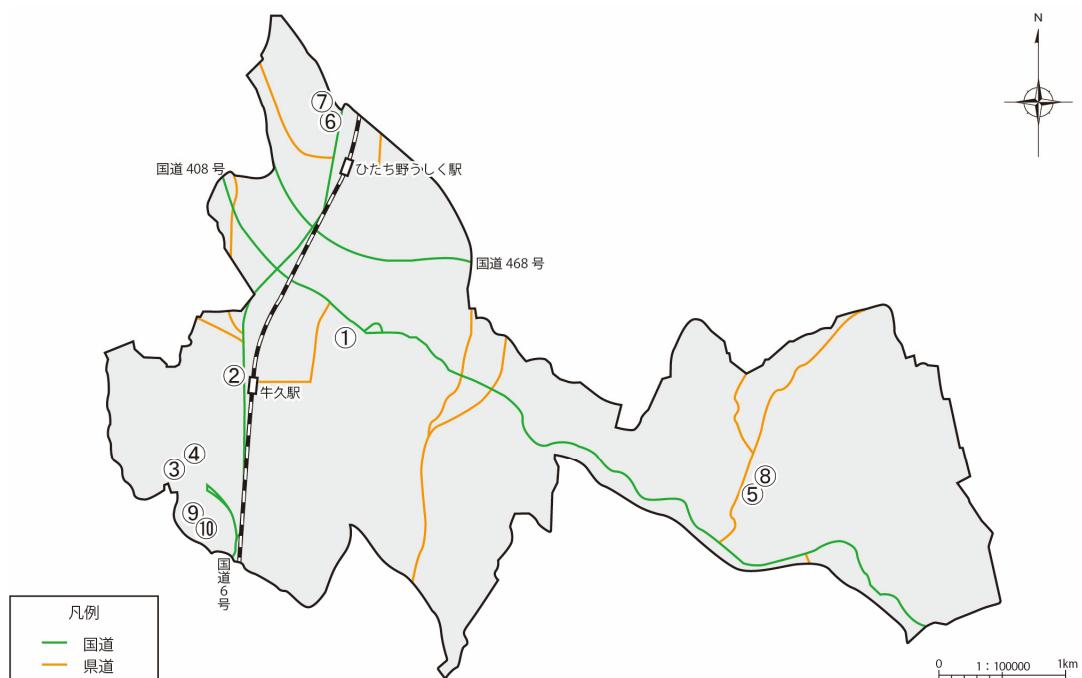


図 牛久市内の文化芸術活動拠点

4 市民の文化芸術に対する意識・ニーズ

本計画の策定にあたり、牛久市において活動している文化芸術団体を対象としたアンケート調査を実施した。（詳細は巻末資料編「関係団体アンケート調査結果」を参照）
以下は、アンケートから確認できる傾向である。

（1）中心となっている年代

団体を運営する年代、中心となって活動する年代、いずれも60代以上の高齢者が多い。定年を迎え、また子供が独立し自由な時間が増える60代から文化芸術に親しむ機会が増えると考えられるが、運営も活動も高齢者中心の団体が多いため、運営や活動の継続性が担保されない状況となっている。

（2）主な利用施設と活動頻度

普段の活動を行っている主な施設は、中央生涯学習センターが最も多く、地区の集会施設、各地区の生涯学習センター、個人宅も利用されている。

活動頻度は、月1回以上が最も多いが、週2回以上が3割程度、週1回以上が2割程度あり、比較的活発に活動している団体が半数以上ある。

（3）活動に際して、直面している課題

参加者の減少・固定化、運営側の人材の不足・高齢化に直面している団体が多い。一方、活動の場や設備、資金面での課題に直面している団体は比較的少ない傾向にある。

（4）課題解決のために実施している取組や対策

牛久市文化協会等に加入し、チラシの配布やSNSによる情報発信等、活動の参加者を募集している団体が多い。一方、行政や企業、他団体と連携している団体が少ないとから、自らの団体だけでは解決の糸口が見えない状況が伺える。

（5）牛久市の文化芸術資源を、どのように活かすべきか

多種多様な講座や公演の開催、市民文化祭に関わる市民を増やすなど、市民が文化芸術に親しむ機会を増やすことが重要視されている。また、生涯学習講座に文化芸術を活用し、広く市民が文化芸術を知る機会を充実させることも重要視されている。

2-2 第1期計画の検証と課題

1 前計画の施策

前計画である牛久市文化芸術振興計画では、「ひとが輝き つながる 文化芸術のまち」を総合的なビジョンとして、「育てる」「伝える」「つなぐ」「支える」の4つの柱（目標）の観点から計画を推進してきた。前計画における主な取組内容は、次の表のとおりである。

表 牛久市文化芸術振興計画（第1期計画）における施策内容

柱	大施策	中施策
1 育てる	1 人を育てる	1 子どもの感性を育てる
		2 次世代を担う人材を育成する
	2 団体を育てる	1 企画力を育てる
		2 団体間の連携を強化する
2 伝える	1 歴史を伝える	1 文化財を保護する
		2 文化芸術に寄与した先人を顕彰する
		3 郷土の歴史に親しむ環境を創出する
	2 伝統を伝える	1 伝統文化に触れる機会を設ける
3 つなぐ	3 現在を伝える	1 文化芸術資料を未来に残す
	1 人と人をつなぐ	1 文化芸術コミュニティの形成を促進する
4 支える		1 広報を強化する
1 活動を支える	1 活動拠点の整備を進める	

2 前計画の成果と課題

前計画の4つの柱（目標）別の主な成果と課題は次のとおりである。

（1）「育てる」：人材育成・次世代継承の成果と課題

小中学校鑑賞会や各種ワークショップの実施、多様な発表機会の提供、文化芸術活動の担い手育成のための講師派遣や展覧会支援など、次世代を担う人材の育成と文化芸術体験機会の創出に取り組んできた。

一方、地域ニーズに合った芸術鑑賞の場の構築には柔軟な企画運営が必要であり、また、人口減少や団体構成員の高齢化に対応するため、次世代の担い手確保と人材育成が課題となっている。

（2）「伝える」：情報発信・普及啓発の成果と課題

会報誌「文化うしく[※]」の発行や広報うしくでの連載、うしく現代美術展[※]の開催支援、茨城県警察音楽隊によるコンサートなどを通じて、地域文化活動の情報発信強化と市民の文化芸術への関心を高める機会を提供した。

一方、文化芸術活動の特性や魅力を再考し地域性を把握した上で効果的な宣伝広告方法を熟考し直すとともに、SNS等新たな情報ツールを開発し、若者を含むより多くの市

民との接点を増やすための広報の強化が急務の課題である。

(3) 「つなぐ」：ネットワーク形成・交流促進の成果と課題

牛久市文化協会の活動支援や加盟団体の交流事業、文化協会力フェ[※]の実施、さらに文化芸術活動の担い手・市民・行政が連携する美術展開催の助成を通じて、文化団体間の交流促進と地域文化の振興に貢献してきた。

一方、異分野連携を含む団体間の連携が不十分であるため、市民団体の交流促進や活動支援による団体間のネットワーク強化、文化芸術を軸とした市民・企業・学校・団体間のネットワークづくり、さらに行政内における横断的な連携強化が必要である。

(4) 「支える」：環境整備・支援体制の成果と課題

うしく現代美術展の開催支援やエスカーデホールを活用した文化活動支援、障害のある人への活動機会提供、牛久市民文化祭[※]やふれあい牛久沼文化の集い[※]の再開など、多くの市民が文化芸術活動に参加できる環境を整備した。

一方、学校教育との連携、独創的な事業を企画する団体の育成、サポーター・ボランティア等の活用による活動の活発化など、時代に即した支援体制の構築が求められている。

3 成果と課題の整理

前計画である牛久市文化芸術振興計画の成果や課題、牛久市の文化芸術を取り巻く環境を踏まえ、本計画の上位計画である第2期牛久市教育振興基本計画の基本目標に基づき、成果や課題を整理すると以下のとおりである。

(1) 文化芸術活動への参加促進

① 講座やイベントの充実

茨城県警察音楽隊によるコンサートや音楽ワークショップを実施することにより、市民の文化芸術への関心を高める機会を提供している。また、牛久市民文化祭やふれあい牛久沼文化の集いの再開、文化芸術に関する講座の開催等により、文化芸術活動に参加できる環境を整備している。

一方で、文化芸術活動の特性や魅力、地域性を把握した上で、効果的な講座や宣伝広告方法を実践する必要がある。さらに、文化芸術に親しむ機会の少ない層も取り込み、あらゆる世代の文化芸術活動への参加を促進することが求められている。

② 発表・鑑賞する機会の提供

うしく現代美術展や牛久市民文化祭を通じた発表の場の提供、中央生涯学習センター文化ホールやエスカーデホールでの公演・展示などにより、市民が日常的に文化芸術を鑑賞する機会を提供している。また、障害のある人の多様な活動を促進するため、うしく現代美術展の出品作家が総合福祉センターを訪問して障害のある人のためのワーク

ショップを実施するなど、生涯学習や文化芸術活動の機会の提供や施設利用支援を実施している。

一方、市民満足度調査の結果によれば、「文化芸術活動に取り組んでいる市民」の割合は約30%であり、より多くの市民が文化芸術に触れ、活動に取り組めるような機会の提供が、これまで以上に求められている。また、次世代の人材育成につながる事業及びより多くの市民が文化芸術活動に触れる機会を創出するための事業の企画運営の強化が必要である。

③ 青少年の文化芸術活動の支援

小中学校鑑賞会や能楽ワークショップを通じて、児童・生徒に伝統文化や舞台芸術を体験する機会を提供している。また、小中学校を対象とした体験・鑑賞等の芸術普及活動の充実により、子どもの感性を育む取組を推進している。さらに、高校生を含む青少年に対しては、うしく現代美術展への参加促進や市民文化財における発表の場の提供など、より専門的な文化芸術活動への参加機会を創出している。

一方、子どもの頃から文化芸術に触れる機会のさらなる提供が必要とされている。また、学校教育との連携を進める際には、無理のない事業実施が求められている。

④ 文化芸術団体への支援と連携

うしく現代美術展やエスカードホールを活用した文化活動の支援を実施することにより、文化芸術活動の担い手育成のための技術を磨く発表の機会の提供、講師派遣や展覧会・発表会などの人材育成事業を継続的に支援している。

一方、独創的な事業等を企画する団体の育成など、時代に即した企画の実施支援を行い、より特色のある魅力的な事業に育てる必要がある。また、牛久市文化協会の加盟団体数と会員数は増加傾向にあるものの、人口減少や団体構成員の高齢化に対応し、次世代の担い手確保・人材育成が必要である。さらに、サポーターやボランティア等団体を支える人材を活用し、活動の活発化を推進することも求められている。

(2) 文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信

① 文化活動団体の支援、団体間の連携強化

牛久市文化協会の活動支援や加盟団体の交流事業、文化協会力フェの実施、さらに作家・市民・行政が連携する美術展開催の助成を通じて、文化団体間の交流促進と地域文化の振興に貢献してきた。また、うしく現代美術展でのうしく音楽家協会[※]とのコラボレーションコンサート（芸術のタベ）など異分野連携の取組みや、文化財建造物を活用したユニークベニュー[※]などの取組も始まっている。

一方、市民団体の交流促進や活動支援等により、団体間のネットワーク強化と活動の活性化が必要である。文化芸術を軸とした市民・企業・学校・団体間のネットワークづくりも求められている。さらに、行政内における横断的な連携の強化を図ることで、文化芸術活動の更なる活性化と市民の文化芸術事業への積極的な参加を促す必要がある。

② 市内外への文化芸術活動の情報発信の強化

会報誌「文化うしく」の発行や広報うしくでの連載を通じて、地域文化活動の情報発信を強化している。また、うしく現代美術展の開催支援により、地元作家の制作による現代の作品群を広く紹介している。

一方、若者を含むより多くの市民との接点を増やしていくための広報強化が急務となっている。文化芸術に特化した情報誌の作成や市ウェブサイト、SNS等を積極的に活用した広範囲の情報提供等、より効果的な広報活動ができるよう媒体を作成し活用する必要がある。

(3) 文化遺産の保存活用と地域文化の伝承

① 文化財の保護

文化財の保護に関しては、美術作品や彫刻作品の寄贈受入を通じて、地域文化の保存と活用を推進している。

しかし、文化財は、行政が所有し管理しているもの、行政が所有しないが管理のみしているもの、所有者が管理しているものがあり、保存保全が困難なものもある。今後地域との協働による保存管理の仕組みを構築し、実践していくことが必要である。

② 郷土の歴史・伝統文化に触れ、学ぶ機会の提供

牛久郷土かるた大会の開催や牛久郷土かるたの販売・貸出により、郷土愛を育む活動を実施している。また、日本の伝統文化を鑑賞会・ワークショップ・教室等を通して鑑賞や体験できる機会を広く設定している。

一方で、郷土の歴史や伝統文化を学ぶ機会の提供や文化財や歴史的資料の展示公開などにより、市民の郷土への理解を促進するとともに、市外の人々にもその価値を伝えていく必要がある。

③ 歴史・文化の調査・記録・保存・活用

文化財及び文化財を取り巻く環境を次世代へ継承していくよう、官民協働による管理や市民と文化財の橋渡し役となる人材育成などを推進していく必要がある。また、市内の歴史文化の特徴をより顕在化させるための調査研究や、日本遺産認定牛久シャトー等の文化財の保存活用を推進し、地域活性化につなげる必要がある。

(4) 文化芸術施設の計画的な整備

① 文化芸術施設・設備の適切な維持管理

文化財の長期的な保存・活用の観点から、計画的な修繕・補修を実施していく必要がある。また、市所有の文化財施設の役割を整理し、各施設の連携によって市全体で歴史文化の特徴を体感できる体制を構築する必要がある。

② 文化芸術施設の検討

本市には常設の文化財展示施設が無いため、現在は旧岡田小学校文化分校校舎の大教室を利用して市域の出土文化財を展示している。既存施設の有効利用を踏まえつつ、文化財を適切に収蔵管理し、展示公開する施設を整備する必要がある。

また、市民の文化芸術活動の拠点となる展示施設、ホールなどの整備を推進し、市民が気軽に文化芸術に親しめる拠点施設の整備について、中長期的な視点から検討を進め、文化芸術コミュニティの創出が必要である。実態に見合った整理による大胆な改修と実効的構想が不可欠である。

2－3 他分野との連携による新たな可能性

1 観光・まちづくりとの連携

本市には、国の重要文化財である「牛久シャトー」をはじめ、「牛久大仏」、「小川芋銭記念館」、「住井すゑ文学館」など、特色ある文化資源が存在する。これらの文化資源を有機的に結びつけ、文化資源を巡る周遊ルートの開発や観光マップ・案内板の設置、文化体験プログラムの充実等により、文化観光[※]の視点から新たな魅力を創出し、市内外からの来訪者増加と滞在時間の延長を図ることが期待される。また、文化財等の公開・活用を進め、その収益を保存・継承に還元する持続可能な仕組みの構築も求められる。

さらに、文化芸術を核としたまちづくりとして、駅前や公共空間を活用した文化芸術活動を推進する。これにより、まちの景観向上と賑わい創出を同時に実現し、市民の文化的環境の充実と地域の魅力向上を図り、文化的アイデンティティを基盤としたまちづくりを推進する。

本市の文化芸術振興において、市民一人ひとりが人生で培った経験や技能は重要な財産であり、地域固有の文化として発展させることで、市民の文化力を最大限に發揮し、持続可能なまちづくりを図る。

2 教育・福祉・産業との連携

本市では、小中学校鑑賞会や能楽ワークショップなどを通じて、子どもたちに質の高い芸術体験を提供してきた。これらの取組をさらに発展させ、うしく音楽家協会との連携による音楽教育の充実や、小川芋銭の芸術を学ぶ美術教育プログラムの開発など、本市の文化的特色を活かした教育活動を推進する。

また、福祉分野においては、これまで高齢者や障害者も参加できる文化芸術活動の機会創出に取り組んできた。今後も、牛久市総合福祉センターや牛久市保健センターなどの福祉施設と連携し、文化芸術活動を通じた健康増進や社会参加の促進を図ることが望ましい。

さらに、産業においては本市の特産品である「落花生」や「ブルーベリー」、「牛久シャトーワイン」などの地域資源と食文化等を結びつけた取組を推進し、地域産業と文化芸術の相乗効果を生み出す事業を展開する。

3 多文化共生への貢献

多文化共生の観点から、牛久市国際交流協会や外国人支援団体と連携し、多言語による文化芸術情報の発信や、外国人市民も参加しやすい文化芸術活動の環境整備が求められる。本市に居住する外国人市民との文化的交流を促進するため、「牛久市民文化祭」などの既存事業において、多文化共生をテーマとした企画を取り入れるなど、相互理解と文化交流を促進する取組を展開する。

また、本市はカナダ・ホワイトホース市、オーストラリア・オレンジ市と姉妹都市提携を結んでいる。今後は、オンラインを活用した文化芸術交流プログラム等の展開により、多文化共生を推進していくことが望ましい。



図 他分野との連携イメージ

第3章 基本理念と施策の方向性

3-1 基本理念とビジョン

1 基本理念

第2章にて整理した現状と課題を踏まえ、本市の文化芸術推進においては、市民が主体的に参画する文化芸術のまちづくりを推進していくことが重要である。特に、多様な文化芸術に触れる機会の創出、文化芸術の担い手や団体の育成、分野横断的な連携促進、効果的な情報発信、文化遺産や地域文化の保存と継承、活動環境の整備を重点的に取り組むべき課題として位置づけ、総合的かつ計画的な文化芸術推進施策の展開を図っていく必要がある。

このような背景と、牛久市文化芸術基本条例第3条、ならびに上位計画である第2期牛久市教育振興基本計画の基本目標を踏まえ、牛久市文化芸術推進基本計画の基本理念を以下のように定める。

「ひとが輝き つながる 文化芸術のまちづくり」

この基本理念に基づき、文化芸術の固有の価値を尊重しつつ、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業などの関連分野との連携を強化し、文化芸術が生み出す多様な価値をその継承・発展・創造に活用することを図るとともに、心豊かで活力と魅力にあふれる地域社会の実現を目指していく。

2 目指すべき将来像（ビジョン）

基本理念に基づき、牛久市文化芸術推進基本計画における目指すべき将来像（ビジョン）を以下のように定める。

（1）誰もが文化芸術に親しみ、参加できるまち（文化芸術活動への参加促進）

文化芸術は心の豊かさと潤いをもたらし、人々の心をつなぐ力を持つことから、年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わらず、すべての市民が文化芸術に親しみ、自分らしく表現できるまちを目指す。そのために多様化する文化を互いに理解できる環境の創出に努め、市民文化祭やうしく現代美術展などの発表の場を充実させ、市民が日頃の成果を発表する喜びを感じられる環境を整える。

学校や地域では、子どもたちが質の高い芸術体験を通じて感性を育む機会を提供する。個人や団体の活動を支援し、文化芸術活動を担う人と支える人が育ち、世代を超えた交流が活発に行われるまちを目指す。

（2）文化芸術を通じて人と人がつながり、新たな価値を創造するまち（文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信）

文化芸術団体同士の交流を活発にし、分野を超えた協力から新たな文化的価値を生み

出すまちを目指す。団体間のつながりを強め、情報や知恵の共有を進め、互いに高め合う環境を作る。

また、本市で盛んな各団体の文化芸術活動をつなぎ、相乗効果を発揮できるまちを実現する。市民、団体、行政が力を合わせ、文化芸術を通じて地域の課題解決や誰もが参加できる社会づくりを進める。

SNSなどのデジタル技術を活用して、文化芸術の魅力を市内外に広く伝え、若い世代にも情報が届くよう取り組む。文化芸術の情報をわかりやすくまとめ、市民が必要な情報を簡単に見つけられるようにし、文化芸術が持つ豊かな価値を広く共有できるまちを目指す。

(3) 豊かな文化遺産を守り、活かし、未来へ伝えるまち（文化遺産の保存活用と地域文化の伝承）

文化遺産は地域の歴史と人々の営みを伝える貴重な財産であることから、市民が郷土への誇りと愛着を持ち続けられるよう、保存と活用を推進する。牛久シャトーや牛久大仏、雲魚亭、住井すゑ文学館など、牛久市固有の文化資源を市民の誇りとし、観光資源として活用する。また、郷土の歴史や文化に親しむ環境を整え、地域の伝統文化や民俗芸能を次世代に継承する。さらに、文化遺産を活かした地域の魅力向上により、交流人口を増加させ、まちに賑わいを創出する。

(4) 文化芸術の基盤が整い、持続的な発展が可能なまち（文化芸術施設の計画的な整備）

多様な世代が身近な地域で継続的に文化芸術に参加できる環境を創造し、文化芸術活動が持続的に発展するまちを目指す。文化芸術活動の拠点となる施設を計画的に整備し、市民の文化芸術活動を支え、より多くの人々が文化芸術に触れることができる環境を充実させる。また、既存施設の有効活用と機能強化、計画的な修繕・補修を図り、文化財の展示・収集・保管のための環境も整備する。さらに、市民ニーズに対応した文化芸術施設の整備と運営により、持続可能な文化芸術活動の基盤を確立する。

3－2 基本方針

前項にて整理した課題を踏まえ、本計画のでは以下の基本方針に基づき、文化芸術施策を推進していく。

方針1：文化芸術活動への参加促進

誰もが文化芸術に触れ、学び、参加し続けられる環境を市全体で整えるため、会場の使いやすさや案内のわかりやすさ、情報の集約と周知の強化により参加の入口を広げ、地域や世代、国籍、障害の有無に左右されない参加基盤を整備する。また、表現者だけでなく企画運営や支援の人材も視野に入れ、学びと実践の機会を通じて担い手の層を継続的に育成する。さらに、青少年が学校内外で質の高い鑑賞・体験に出会い、感性と創造性を育めるよう、学校教育と社会教育の連携により、文化芸術活動にふれる機会を拡

充していく。加えて、文化協会等と連携して団体活動の基盤強化、広報の支援を行い、活動の広がりと相乗効果の発揮を推進していく。

具体的な取組内容

- (1) 講座やイベントの充実
- (2) 発表・鑑賞する機会の提供
- (3) 青少年の文化芸術活動の支援
- (4) 文化芸術団体への支援と連携

方針2：文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信

本市では各団体の文化芸術活動が盛んなことに鑑み、それぞれの市民活動をつなぎ、連携と発信を強化して、相乗効果の発揮と新たな文化的価値の創造を図っていく。また、教育・福祉・観光・産業など異分野との協働を進め、文化芸術の価値を学びや健康、地域の魅力づくりや経済効果へと結びつける枠組みを整える。さらに、情報は公式サイトやSNS等を活用し、多様な市民が情報を見つけやすく、素早く必要情報に素早くアクセスできるよう改善を図っていく。併せて、市民参加型の創造活動を広げ、地域内の交流と誇りを育んでいく。また、文化協会等のプラットフォーム※を活用し、団体間のネットワークと人材・ノウハウの共有を進め、共同企画や異分野連携などを通じて情報発信力の向上や企画の質の向上を図っていく。

具体的な取組内容

- (1) 文化活動団体の支援、団体間の連携強化
- (2) 市内外への文化芸術活動の情報発信の強化

方針3：文化遺産の保存活用と地域文化の伝承

有形・無形の文化遺産を計画的に保存し、わかりやすく活用することで、市民の学びと誇り、地域の魅力向上につなげていく。活用面では分かりやすい解説や学習プログラムを用意し、日常的に触れられる環境を広げる。また、郷土の先人の資料を収集・整理・公開し、その足跡を通じた学びを推進していく。さらに、伝統芸能や技の体験・鑑賞機会の提供により、それらの継承を図っていく。加えて、牛久シャトーや雲魚亭、住井すゑ文学館など核となる資源を、文化芸術活動や食、観光などを通じて周遊性のあるコンテンツへ活用し、価値の向上と地域振興へと結びつけていく。

具体的な取組内容

- (1) 文化財の保護
- (2) 郷土の歴史・伝統文化に触れ、学ぶ機会の提供
- (3) 歴史・文化の調査・記録・保存・活用

方針4：文化芸術施設の計画的な整備

文化芸術の拠点を、市民の参加・連携・継承を支える社会基盤として計画的に整備・運営し、誰もが文化芸術にふれやすい環境整備を推進していく。また、既存施設は機能の組み合わせや相互連携により活用の幅を広げるとともに、不足する展示・収蔵施設は中長期的な視点も含め、確保を図っていく。実態に見合った整理による大胆な改修に加え、民間活力の導入も検討していく。さらに、市民ニーズに対応した文化芸術施設の運営により、持続可能な文化芸術活動の基盤を確立する。

具体的な取組内容

- (1) 文化芸術施設・設備の適切な維持管理
- (2) 文化芸術施設整備の実効的検討

第4章 具体的取組（施策）

4-1 方針1：文化芸術活動への参加促進に基づく施策

1 講座やイベントの充実

茨城県警察音楽隊によるコンサート、うしく音楽家協会の協力による音楽ワークショップ、牛久市民文化祭、ふれあい牛久沼文化の集いなど、多種多様な講座や公演の開催などにより、文化芸術に親しむ機会の少ない層も取り込み、あらゆる世代の文化芸術活動への参加を促進する。

2 発表・鑑賞する機会の提供

うしく現代美術展、文化協会カフェなど、多様な発表の機会や日常的に文化芸術活動に触れる機会の提供などにより、次世代を担う芸術家や企画運営力のある人材を育成する。また、文化芸術活動の次世代の担い手の育成には技術を磨く発表の機会の提供が必要であることから、うしく現代美術展や文化協会加盟団体の発表会など、講師派遣や展覧会・発表会を始めとする次世代の人材を育成する事業を継続して支援する。さらに、生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動の機会の提供や施設利用支援などにより、障害のある人の多様な活動を促進するとともに、牛久シャトーの見学案内などを通じた観光や産業への展開に資する施策を展開する。



うしく現代美術展

3 学校教育との連携

文化財の出前講座や牛久シャトーの見学案内、出前授業や土曜カッパ塾等、学校教育と連携した取組を推進し、次世代を担う子どもたちが地域の文化芸術活動に触れる機会の提供により、豊かな感性と創造性を育む。また、外部人材（芸術家や団体）の活用、NPOや地域団体との連携、教育課程との統合、オンライン・ハイブリッド型の活用、自治体主導のコーディネート支援など、様々な方法を活用し学校教育との連携を図り、文化芸術活動がまちの動力源や、市民の誇りとなるよう施策を推進する。

4 伝統文化事業の支援

民俗芸能・工芸技術・邦楽・日本舞踊・茶道・華道などの伝統文化に関する活動においては、次代を担う子ども達が体験・修得できる機会を計画的・継続的に提供する。また、伝統文化からアニメ等の現代文化まで多様な文化を取り入れた事業展開により、若者層の取組みに資する施策を実施する。

5 青少年の文化芸術活動の支援

小中学校を対象とした体験・鑑賞等の芸術普及活動、牛久市内の高校生による壁画作成など、アウトリーチ[※]の充実により、子どもの感性を育む取組や、高校生・学生・若手アーティストの意見を吸い上げた発表の機会の拡充を推進する。また、うしく現代美術展、未来の巨匠展、小中学校鑑賞会などを通じて、次世代を担う芸術家・芸術の愛好家・企画運営力のある人材などを育成する。

6 文化芸術団体への支援と連携

うしく現代美術展、うしく音楽家協会など、独創的な事業等を企画する団体の育成や、時代に即した企画の実施支援を行い、市の文化芸術をより幅の広い豊かなものにし、より特色のある魅力的な事業に育てる。また、サポーターやボランティア等団体を支える人材を活用し、活動の活発化を推進する。

4-2 方針2：文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信 に基づく施策

1 文化活動団体の支援、団体間の連携強化

うしく現代美術展でのうしく音楽家協会とのコラボレーションコンサート（芸術の夕べ）など、文化芸術を軸とした市民・企業・学校・団体間のネットワークづくりを目指す。また、行政内における横断的な連携の強化を図ることで、文化芸術活動の更なる活性化と市民の文化芸術事業への積極的な参加を促進する。さらに、うしく現代美術展やうしく音楽家協会などの文化芸術事業の企画調整や、うしく音楽家協会のコンサートなどエスカードホールを活用した文化活動の支援も行うとともに、中間支援組織の設立支援など、団体間のネットワーク形成に資する施策を検討し、中央生涯学習センターを「場」として展開していく。

2 文化芸術分野の総合的な知識と経験を培う

文化芸術団体同士の協力体制の強化や分野の異なる団体間の連携強化などにより、地域独自の文化芸術活動を支援する。

3 ボランティアガイドの育成

牛久市の文化財のみならず、魅力や文化を多くの人々に伝えるため、ボランティアガイドの育成を検討する。

4 歴史講座の実施

外部講師を招いた講座や文化財バスツアーなど、市民が文化財に触れる機会を提供するとともに、日本遺産のストーリーや文化財の魅力を理解できるよう様々な取組を実施する。また、地域の文化や歴史、地産地消やサステナブル[※]な取組を含め、観光との連携を推進する。

5 市内外への文化芸術活動の情報発信の強化

文化芸術に特化した情報誌の作成や市ウェブサイト、SNS等の多様な媒体を活用し、青少年を含む幅広い世代への情報発信を強化する。これにより、市内外における文化芸術活動の認知度を高め、多様な交流を促進する。また、団体広報発信事業や会報誌「文化うしく」の発行などを通じて、牛久市文化協会の活動を支援する。

4-3 方針3：文化遺産の保存活用と地域文化の伝承 に基づく施策

1 文化財の保護

小川芋鉢記念館「雲魚亭」、「旧飯島家住宅」等の保存と維持管理や「シャトーカミヤ旧醸造場施設」等の維持管理支援を継続的に進めるなど、文化財を調査し、保護・保存が必要と認められる場合は、市指定文化財として指定する。また、旧岡田小学校文化分校の管理や市内の埋蔵文化財の調査も実施する。

2 歴史・文化の調査・記録・保存・活用

官民協働による管理や市民と文化財の橋渡し役となる人材育成などを推進するとともに、民間の文化芸術施設等、文化財や歴史文化に関連する施設との連携を進め、文化財の新たな活用に向けた「場」の創出を支援する。また、市内の歴史文化の特徴をより顕在化させるための調査研究や、日本遺産認定牛久シャトー等の文化財の保存活用を推進し、地域活性化につなげるとともに、重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設の保存活用や、市所蔵の郷土の偉人関連資料・作品の保管及び展示公開など、文化財を保護継承して活用する。

3 シャトーカミヤ旧醸造場施設の整備・活用

国指定重要文化財のシャトーカミヤ旧醸造場施設を、見学施設や醸造施設、飲食施設、ぶどう園など観光拠点として整備、活用する。

4 シャトーカミヤ旧醸造場施設ユニークベニュー

重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設で、展覧会・芸術祭プロジェクトマッピングやクラシックコンサート、歴史講座、イベントを開催し、文化財施設の公開活用を図る。

5 文化財プロモーション活動

市広報紙で文化財を紹介するコーナーを設けるほか、コミュニティFMなども活用し、牛久市の文化財を広く市内外へ発信するためのプロモーション活動を行う。また、市ホームページやSNSアプリケーションを活用した広報活動を展開するとともに、プロジェクトマッピングや拡張現実(AR)、仮想現実(VR)等を利用した活用方策の検討をさらに推進する。

6 市史跡小坂城跡の公開・管理

地元住民有志で組織された「小坂城跡管理組合」により、市史跡小坂城跡の公開・管理（草刈などの環境整備活動）を進めるとともに、地域コミュニティの醸成を図る。

7 市指定文化財雲魚亭の公開・管理

地元住民有志で組織された「雲魚亭保存会」により、市指定文化財雲魚亭（小川芋銭記念館）の管理・公開（室内清掃や館内説明）を実施する。

8 郷土の歴史・伝統文化に触れ学ぶ機会の提供

市内の文化財や歴史文化の特徴や文化財相互の関連性を踏まえたストーリーの構築や、誰もがアクセス可能なコンテンツの制作など、多面的な普及・公開活用を推進し、市民の郷土への理解を促進するとともに、市外の人々にもその価値を伝える。また、日本の伝統文化の鑑賞や体験できる機会を広く設け継承するとともに、雲魚亭（小川芋銭記念館）の一般公開、住井すゑ文学館の公開活用などを通じて、市の文化芸術振興に深く関わりがある小川芋銭、住井すゑなど、郷土の偉人の功績を次世代へ継承し、郷土への誇りと郷土愛の醸成を目指す。

4-4 方針4：文化芸術施設の計画的な整備に基づく施策

1 文化芸術施設・設備の適切な維持管理

市所有の文化芸術施設の役割を整理し、各施設の連携によって市全体で歴史文化の特徴を体感できる体制を構築する。また、文化芸術施設の管理運営について市民サービスの向上と行政運営の効率化、経費の縮減を図るため、民間活力の導入を推進するとともに、文化財の長期的な保存・活用の観点から、計画的な修繕・補修を実施する。

2 文化芸術施設の実効的検討

既存施設の有効利用を踏まえつつ、実態に見合った整理による大胆な改修に加え、民間活力の導入も検討していく。文化財を適切に収蔵管理し、展示公開する施設を整備する。また、市民の文化芸術活動の拠点となる展示施設、ホールなどを整備し、文化芸術コミュニティの創出を支援するとともに、文化芸術施設において、ユニバーサルデザインの導入や、休憩・交流スペースの設置など、福祉的視点を取り入れた環境整備を推進する。

4-5 他分野連携の施策

1 観光と連携した施策（文化観光の推進）

（1）日本遺産「牛久シャトー」を軸とした『ワインと食』による観光振興事業を推進

「ワイン文化日本遺産協議会[※]」が中心となった甲州市との広域的な観光振興体制を整備するとともに、牛久シャトー内及び牛久駅・牛久シャトーワー周辺において、飲食店や

小売店などと協力し、「歩いて楽しめるまちづくり」を推進する。また、ワインや食に関するイベント等の開催支援など、「ワインと食の街うしく」のイメージづくりを推進するとともに、ワインをはじめとした地産品の流通と消費を支援する。

(2) 地域の観光資源を磨き上げ活用

牛久シャトーの積極的な活用を進め、その魅力を国内外に伝えていくとともに、そのほかの県や本市指定の文化財、小川芋鉢や住井すゑに関連する文化財などについても観光資源として活用を進める。

(3) 観光客に訪れてもらう仕組みづくり

牛久沼周辺や牛久シャトーを中心とする市街地、牛久大仏や牛久自然觀察の森、本市に隣接するアウトレットモールなど、市内や周辺に立地する観光資源の回遊による相乗効果を高めるため、それらを結ぶ道路の整備や誘導サインの整備を図る。また、分かりやすい案内板や情報通信基盤の整備などにより、観光客が安心して滞在できる環境をつくるとともに、充実した道路交通網を活かし、県内外と連携した観光ルート形成により、外国人観光客等の増加を図る。さらに、旅行代理店等と連携し、観光プラン等の造成を図り、県外や外国からの観光客の誘致促進を図る。

(4) 市の魅力を知ってもらう機会を増やす

うしくかつぱ祭り、うしくWabiワイまつり、うしく鯉まつり、うしく菊まつりなどのイベントの内容充実や広報活動の支援により、市内外からの集客増加を促進する。また、フィルムコミッショニング※の推進により、本市の魅力を効果的に発信し、ロケ地などを訪れる観光客の増加を促進するとともに、歴史・文化や自然、イベントなどの本市の魅力となる資源については、SNSなどをはじめ、多様な媒体を活用した効果的なPR展開により、市民の地域への愛着と誇りを高めるとともに、まちに人を呼び込み、市内外の人々の交流を促進する。

2 まちづくりと連携した施策（地域活性化）

(1) 食の地産地消を進める

オーナー制やグリーンツーリズム※は、食農交流と地産地消推進の一環として、一層の充実を図る。また、元気農園の参加者も広い意味で農業の担い手と捉え、適正な管理に努める。

第5章 計画の推進体制

5-1 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、市（行政）、市民、学校、事業者といった主体が、それぞれの立場で文化芸術の推進に主体的に取り組むとともに、相互に連携・協力して計画を推進する。

1 市（行政）の役割

牛久市文化芸術基本条例では、市は、条例の基本理念にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施することとしている。

市は、文化芸術推進基本計画に基づく施策の立案・実施を行い、文化芸術振興のための理解と予算確保、効果的な配分を図るとともに、文化芸術推進審議会の運営を通じて専門的知見を活用する。また、文化芸術活動の拠点となる施設の整備・維持管理や文化財の保存・活用のための環境整備を進め、バリアフリー[※]やユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行う。

併せて、文化芸術施策推進のための人材の配置と育成に努め、特に文化芸術に関する専門的知識及び技能を有する者の育成並びに市民等と文化芸術をつなぐ役割を担う専門人材の配置を重点的に推進する。

中央生涯学習センターを「場」として、他市町村には類を見ないような、そのような様々な試みが、粘り強く次々に展開され、より多くの人々が徐々に気づき始め、集い始める、そのような展開を理想像として描くことができる。さらに、市民文化祭等の発表機会の創出や展示スペース・公演会場の提供を通じて、市民の文化芸術活動の成果発表を支援する事業を実施するため、文化芸術活動を企画・コーディネートし、文化団体の活動を支援できる組織体制の構築を目指す。さらに、活動拠点として、中央生涯学習センター・エスカーボホール等の既存施設を有効活用するとともに、美術・文化財の展示機能の充実を図る。

加えて、文化芸術に関する調査や文化芸術団体との定期的な意見交換の場を設けることで、市民意見の反映に努めるとともに、文化芸術情報の一元的な集約と効果的な発信、文化芸術の価値や意義に関する普及啓発、デジタル技術を活用した情報発信の強化を図る。さらに、市民、学校、事業者との連携・協働体制の構築、府内関係部署間の横断的な連携の促進、国、県、他自治体との広域連携を推進する。

2 市民の役割

牛久市文化芸術基本条例では、市民は、文化芸術に対する理解を深め、文化芸術を守り育てるよう努める。また、文化芸術活動を行う者は、その活動が広く市民に理解され、支持されるよう努めることとしている。

市民は、文化芸術活動への主体的な参加、文化芸術イベントや公演への参加・鑑賞、文化芸術団体への加入・活動を通じて、文化芸術の振興に貢献する。地域の文化芸術に

対する理解を深め、文化芸術活動への支援・協力を行い、文化芸術を通じた地域コミュニティへの参画を進める。

また、地域の伝統文化や民俗芸能の継承活動への参加、次世代への文化芸術の継承、新たな文化芸術の創造と発展への貢献を通じて、文化芸術の継承と発展に寄与する。さらに、文化芸術活動の情報発信、異なる分野の文化芸術団体との交流・連携、文化芸術を通じた地域内外の交流促進に取り組む。

3 文化芸術団体の役割

牛久市文化芸術基本条例では、文化芸術団体は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めることとしている。

文化芸術団体は、創作・発表・教育・普及の現場を担う中核主体であることから、安全で開かれた活動運営を行い、定期的な練習・公演・展覧・ワークショップ等を通じて市民の参加機会を広げていく。また、団体間の連携や共同企画により連携を深め、価値意識の許容に努め、ノウハウ・人材・会場情報を共有して活動の質と効率を高めていく。

さらに、若年層や新たな世代への継承を重視し、指導育成や若手の発表機会づくりを通じて、次世代の育成に努めていく。特に、若者文化を積極的に受け入れ、若者が魅力を感じる様々な分野を取り込むことで、新たな団体活動の創出につなげる。さらに、市民文化祭等の機会においては、企業や学生等の参加を促進し、音楽家を目指す人材の発表や、体験コーナーを設けた展示など、多世代が参加・鑑賞できる場を充実させる。

さらに、指導育成や若手の発表機会づくりを通じて、次世代の育成に努めていく。加えて、広報を計画的に行うとともに、行政・学校・事業者等と協働して市民の文化芸術に関する機運を高めていく。これらにより、新たな世代の担い手確保を実現し、持続可能な文化芸術活動の基盤を構築する。

4 学校の役割

牛久市文化芸術基本条例では、学校は、児童及び生徒の発達段階に応じ、文化芸術に関する教育の充実に努める。また、文化芸術に関する体験の機会の充実に努めるとともに、地域の文化芸術の振興に協力するよう努めることとしている。

学校は、文化芸術に関する教育の充実、文化芸術を通じた創造性・感性の育成、郷土の文化や歴史に関する学習の推進により、文化芸術教育の充実を図る。鑑賞会の実施、能楽ワークショップ等の伝統文化体験、音楽ワークショップ等の実施を通じて、児童生徒に文化芸術の体験機会を提供する。

特に、牛久シャトーや住井すゑ文学館、雲魚亭など地域固有の文化資源を活用した学習機会を定期的に設け、子どもたちが郷土の歴史や文化に継続的に触れることで、地元



中学校の能楽ワークショップ

への愛着と誇りを育む。また、保護者との連携も強化し、学校行事や発表会等を通じて牛久の文化芸術に触れる機会を提供し、家庭における文化芸術への関心を高める取組を推進する。

また、地域の文化芸術団体との交流・連携、学校施設を活用した地域の文化芸術活動の支援、地域の文化行事への参加・協力を通じて、地域との連携を深める。さらに、文化芸術を通じた学校間交流の促進、世代間交流の推進、国際交流・異文化理解の促進に取り組む。

5 事業者の役割

牛久市文化芸術基本条例では、事業者は、事業活動を行うに当たっては、文化芸術の振興に配慮するよう努める。また、市が実施する文化芸術の振興に関する施策に協力するよう努めることとしている。

事業者は、文化芸術活動への資金的・物的支援、従業員の文化芸術活動への参加奨励、文化芸術イベントへの協賛・後援を通じて、文化芸術活動を支援する。市の文化芸術推進施策への協力、文化芸術施設の整備・運営への協力、文化芸術事業への専門的知識・技術の提供により、施策の推進に協力する。

また、文化芸術を活かした商品・サービスの開発、文化芸術と観光・産業の連携促進、地域の文化資源を活用した事業の展開を通じて、文化芸術を活かした事業活動を行う。さらに、地域の文化芸術活動への場の提供、文化芸術を通じた地域活性化への貢献、企業の専門性を活かした文化芸術活動の支援により、地域貢献を果たす。



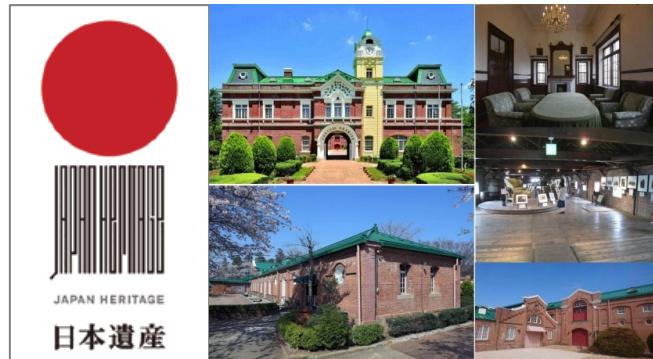
図 計画の推進体制

5－2 広域連携の推進

牛久市は、文化芸術の振興において市域を超えた広域的な連携を積極的に推進している。広域連携は、文化芸術資源の相互活用や情報発信力の強化、交流人口の増加など、単独の自治体では達成困難な相乗効果を生み出す重要な取組である。特に、日本遺産の認定や姉妹都市提携などを通じて、国内外の自治体との文化交流を深め、地域の文化芸術振興に新たな可能性をもたらしていく。

1 日本遺産を活用した広域連携

本市は山梨県甲州市と共同で「日本ワイン140年史～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～」というテーマで日本遺産申請し、令和2年（2020）に認定された。この認定を契機に、両市は「甲州市・牛久市ワイン文化日本遺産協議会※」を設立し、ワイン文化を通じた連携事業を展開している。今後も、日本遺産を活かし、共同イベントの開催やプロモーション、人材交流などを通じて、ワイン文化の普及と観光振興に取り組み、連携事業を発展させていく。



日本遺産構成要素のシャトーカミヤ
旧醸造場施設 3棟(事務室・醸酵室・貯蔵庫)

また、本市は、茨城県内の日本遺産認定自治体である水戸市、笠間市と連携し、日本遺産ブランドを活用した観光振興に取り組み、3市共同のシンポジウムの開催、各市の特産品を活用した商品開発や販売促進を行っている。この連携により、各市の文化資源の魅力を相互に発信し、県内外からの誘客促進を図っていることから、今後も、共同プロモーションの強化や周遊観光ルートの開発など、連携事業の拡充を進めていく。

2 国内姉妹都市・友好都市との連携

牛久市は、茨城県常陸太田市（昭和61年（1986）提携）と姉妹都市提携を、宮城県色麻町（昭和61年（1986）提携）と親善友好都市の関係を結んでいる。

これらの自治体との間では、文化祭への相互参加や芸術団体の交流公演、伝統芸能の披露など、地域文化の相互理解と交流を深める取組を行っている。特に、常陸太田市とは、両市の文化協会を中心とした交流事業が定期的に実施されている。

今後は、両市町の特色ある文化資源を活かした共同事業の展開や、文化芸術を通じた災害時の相互支援体制の構築など、より実質的な連携を強化していく。

3 姉妹都市・友好都市との国際文化交流

本市は、カナダのホワイトホース市（昭和60年（1985）提携）、オーストラリアのオレンジ市（平成2年（1990）提携）と姉妹都市提携を結び、また、イタリアのグレーヴェ・イン・キアンティ市と平成25年（2013）に友好都市提携を結び、国際的な文化交流

を推進している。

姉妹都市との間では、青少年の相互派遣や文化使節団の交流、芸術作品の交換展示などを通じて、異文化理解と国際感覚を持った人材育成に取り組んでいる。特に、オレンジ市との間では高校生の相互訪問が定期的に行われ、音楽や美術などの文化芸術を通じた交流が深められている。

今後は、オンラインも活用した文化交流プログラムの充実や、文化芸術団体間の直接交流の促進など、より多様で持続可能な国際文化交流を展開していく。

4 周辺自治体との連携

本市の周辺自治体である、つくば市、龍ヶ崎市、阿見町など近隣市町村と連携し、文化芸術事業の共同開催や情報発信の強化に取り組んでいく。また、市内で実施する文化芸術イベントにおいて、市域を超えた参加を促進し、地域全体の文化芸術の活性化に貢献していく。

5 民間ににおける連携

近隣市町村の芸術家と積極的に連携し、本市における文化芸術事業の質的高さ化を図る。（うしく現代美術展、うしく音楽家協会等）

5-3 計画の実行性を高めるための取組

1 財源の確保

文化芸術振興のための安定的な予算確保と効果的・効率的な予算配分を図る。国・県の補助金・助成金、文化芸術振興に関する各種財団等の助成金を活用する。また、企業協賛・寄付の促進、クラウドファンディング※等の活用により、民間資金の導入を進めること。

2 人材の育成・確保

文化芸術施策をけん引するコーディネーターや文化芸術に関わる専門職員の育成・配置を進める。また、文化芸術ボランティアの育成・支援、ボランティア団体のネットワーク化を図る。さらに、文化芸術活動の次世代の担い手の支援、指導者の育成を通じて、次世代の担い手を育成する。

3 情報発信の強化

幅広い市民に情報を届けるため、従来の広報手段に加え、SNS・動画配信・Webサイトなどの現代的なメディアの活用を目指す。デジタルアーカイブ※の構築を進め、文化芸術イベントの情報が幅広い世代に届く仕組みを官民一体となって構築する。さらに、地域メディアとの連携強化、効果的なプレスリリースの実施により、メディア連携を強化する。

4 計画の周知と理解促進

計画概要版の作成・配布、説明会・シンポジウムの開催を通じて、計画の普及啓発を図る。また、文化芸術の社会的・経済的価値に関する啓発、文化芸術を通じた地域課題解決の事例紹介により、文化芸術の価値の共有を進める。さらに、文化芸術振興の成果の見える化、好事例の収集・発信を通じて、成果を可視化する。

資料編

策定経過

本計画を策定するにあたり実施した、審議会やワーキング会議、市民意見募集等の経過は以下のとおりである。

表 計画の策定経過

日 程	会議等	内 容
令和7年 7月4日	第1回 牛久市文化芸術振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱 ・牛久市文化芸術推進基本計画の策定方針について
令和7年 11月11日	第1回ワーキング会議	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画原案について ・スケジュール案について
令和7年 11月21日	第2回 牛久市文化芸術振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮詢 ・基本計画原案提示 ・スケジュールについて
令和7年 11月23日～ 12月5日	文化芸術団体へのアンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の規模、活動、現状や課題等に関する調査
令和7年 12月16日	第2回ワーキング会議	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画原案に対する提言等の検討
令和7年 12月18日	教育委員会定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗報告
令和7年 12月25日	第3回 牛久市文化芸術振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画原案に対する提言等の検討結果について ・文化芸術団体へのアンケートについて
令和8年 1月22日	牛久市総合教育会議	基本計画原案の中間報告
令和8年 1月23日～ 2月20日	パブリックコメント	

諮詢書

諮詢 第 18 号
令和7年11月21日

牛久市文化芸術振興審議会
会長 後藤 雅宣 様

牛久市長 沼田 和利

牛久市文化芸術推進基本計画の策定について（諮詢）

牛久市文化芸術推進基本計画の策定にあたり、貴審議会へ諮詢いたします。

【理由】

牛久市では、牛久市文化芸術振興基本計画を策定し、平成28年度より施行しておりますが、施行期間が令和7年度までとなるため、令和8年度より牛久市文化芸術推進基本計画を策定し、施行する必要があります。

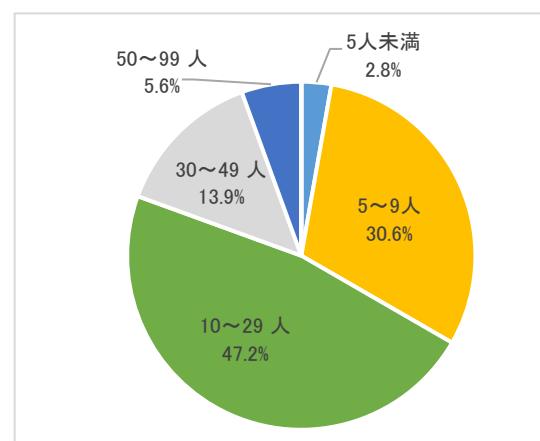
つきましては、牛久市文化芸術推進基本計画の策定にあたって、文化芸術に関する法律・県条例、牛久市第4次総合計画第2期基本計画、第2期牛久市教育振興基本計画等との整合性や持続可能な内容となっているかなど、ご審議をお願いいたします。

関係団体アンケート調査結果

令和7年（2025）11月～12月に、牛久市内で活動する文化芸術団体61団体を対象に文化芸術活動に関するアンケートを実施し、36団体（回収率59.0%）から回答を得た。主な結果は以下の通り。（「N」は、各問の有効回答者数を示す。）

問 団体の構成員は何人ですか？（N=36）

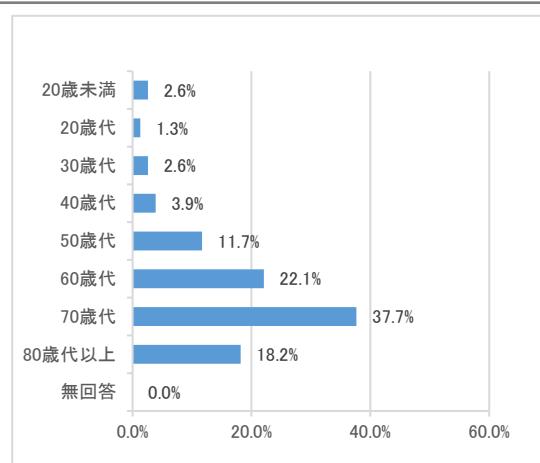
	項目名	件数	構成比
1	5人未満	1	2.8%
2	5～9人	11	30.6%
3	10～29人	17	47.2%
4	30～49人	5	13.9%
5	50～99人	2	5.6%
6	100人以上	0	0.0%
	無回答	0	0.0%
	総計	36	100.0%



構成員数は「10～29人」の団体が最も多く、全体の47.2%（17団体）を占めている。次いで「5～9人」が30.6%（11団体）であり、5人未満や50人以上の大規模団体は少数である。比較的小規模な団体が多い傾向が見られる。

問 どの年代が中心となって団体を運営していますか？（複数回答可）（N=36）

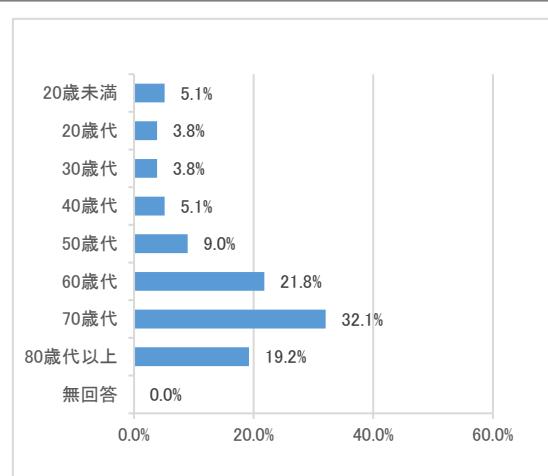
	項目名	件数	構成比
1	20歳未満	2	2.6%
2	20歳代	1	1.3%
3	30歳代	2	2.6%
4	40歳代	3	3.9%
5	50歳代	9	11.7%
6	60歳代	17	22.1%
7	70歳代	29	37.7%
8	80歳代以上	14	18.2%
	無回答	0	0.0%
	総計	77	100.0%



運営の中心は「70歳代」が37.7%（29件）、「60歳代」が22.1%（17件）と高齢層が中心であり、高齢化が進行している。

問 どの年代が中心となって活動していますか？（複数回答可）（N=36）

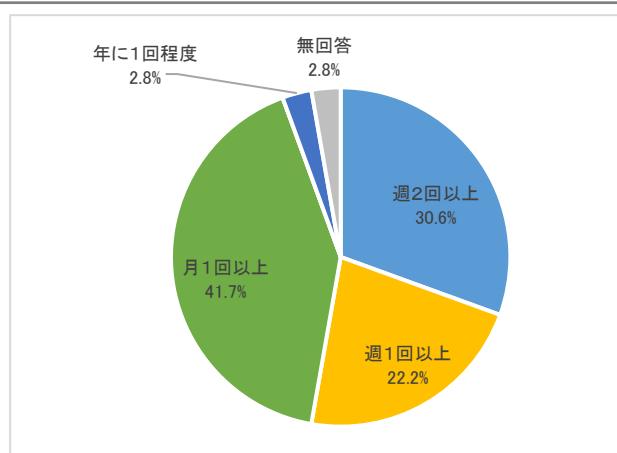
	項目名	件数	構成比
1	20歳未満	4	5.1%
2	20歳代	3	3.8%
3	30歳代	3	3.8%
4	40歳代	4	5.1%
5	50歳代	7	9.0%
6	60歳代	17	21.8%
7	70歳代	25	32.1%
8	80歳代以上	15	19.2%
	無回答	0	0.0%
	総計	78	100.0%



活動の中心は「70歳代」32.1%（25件）、「60歳代」21.8%（17件）となっており、問2と同様に高齢化が進行している。

問 どれくらいの頻度で活動されていますか？（N=36）

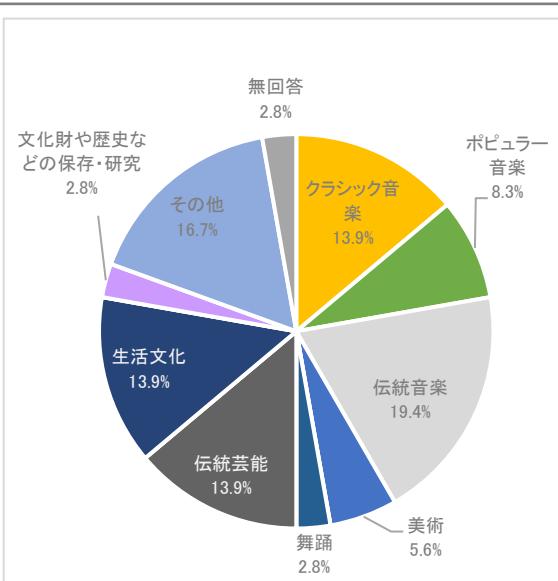
	項目名	件数	構成比
1	週2回以上	11	30.6%
2	週1回以上	8	22.2%
3	月1回以上	15	41.7%
4	半年に1回程度	0	0.0%
5	年に1回程度	1	2.8%
	無回答	1	2.8%
	総計	36	100.0%



「月1回以上」活動している団体が41.7%（15団体）と最も多く、「週2回以上」30.6%（11団体）、「週1回以上」22.2%（8団体）である。定期的かつ活発に活動している団体も一定数存在する。

問 団体の活動は、どの分野に当てはまりますか？（N=36）

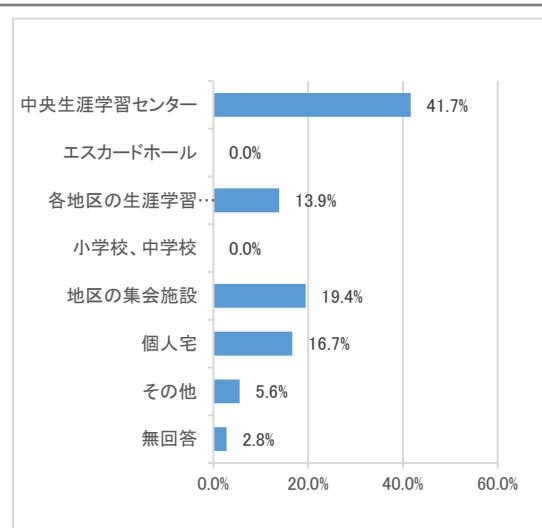
	項目名	件数	構成比
1	文学	0	0.0%
2	クラシック音楽	5	13.9%
3	ポピュラー音楽	3	8.3%
4	伝統音楽	7	19.4%
5	美術	2	5.6%
6	演劇	0	0.0%
7	舞踊	1	2.8%
8	メディア芸術	0	0.0%
9	伝統芸能	5	13.9%
10	芸能	0	0.0%
11	生活文化	5	13.9%
12	国民娯楽	0	0.0%
13	文化財や歴史などの保存・研究	1	2.8%
14	地域文化	0	0.0%
15	その他	6	16.7%
	無回答	1	2.8%
	総計	36	100.0%



「伝統音楽」19.4%、「クラシック音楽」13.9%、「伝統芸能」13.9%、「生活文化」13.9%、「ポピュラー音楽」8.3%など、多様な分野で活動が行われている。

問 普段の活動を行っている場所は、主にどのような施設ですか？（N=36）

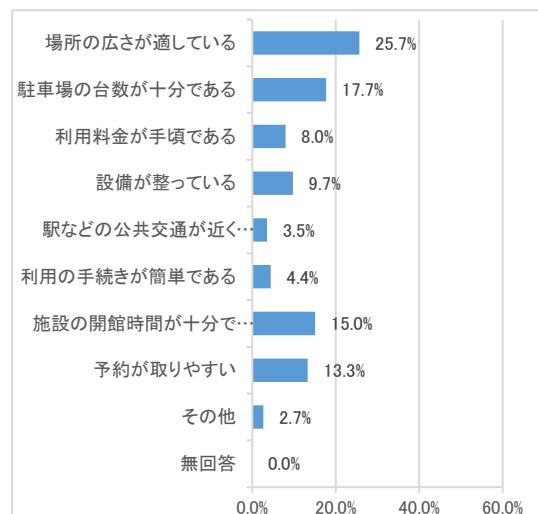
	項目名	件数	構成比
1	中央生涯学習センター	15	41.7%
2	エスカーデホール	0	0.0%
3	各地区の生涯学習センター	5	13.9%
4	小学校、中学校	0	0.0%
5	地区の集会施設	7	19.4%
6	個人宅	6	16.7%
7	その他	2	5.6%
	無回答	1	2.8%
	総計	36	100.0%



「中央生涯学習センター」を利用している団体が 41.7% (15 団体) と最も多く、次いで「地区の集会施設」19.4% (7 団体)、「個人宅」16.7% (6 団体) が挙げられる。

**問 活動を行う場所を選ぶ際、重視していることは何ですか？（複数回答可）
(N=36)**

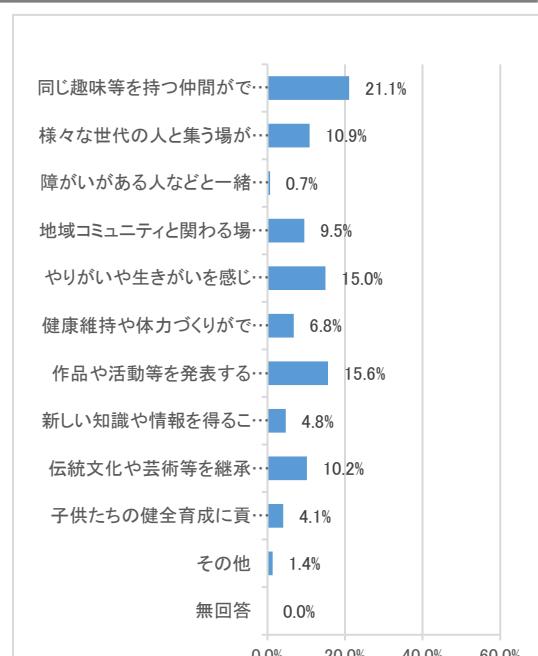
	項目名	件数	構成比
1	場所の広さが適している	29	25.7%
2	駐車場の台数が十分である	20	17.7%
3	利用料金が手頃である	9	8.0%
4	設備が整っている	11	9.7%
5	駅などの公共交通が近くアクセスしやすい	4	3.5%
6	利用の手続きが簡単である	5	4.4%
7	施設の開館時間が十分である	17	15.0%
8	予約が取りやすい	15	13.3%
9	その他	3	2.7%
	無回答	0	0.0%
	総計	113	100.0%



「場所の広さが適している」25.7% (29 件)、「駐車場の台数が十分」17.7% (20 件)、「施設の開館時間が十分」15.0% (17 件)、「予約が取りやすい」13.3% (15 件) などが重視されている。

問 活動していて良かったことはありますか？（複数回答可） (N=36)

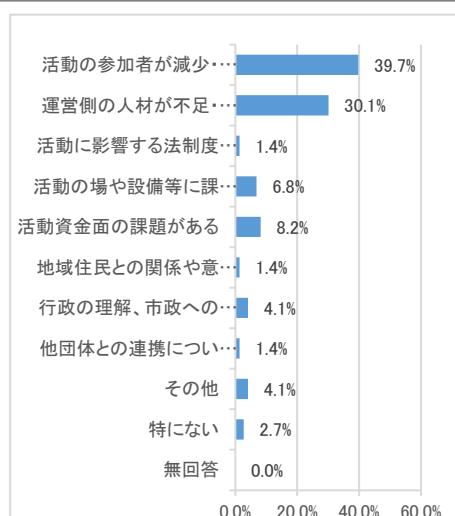
	項目名	件数	構成比
1	同じ趣味等を持つ仲間ができた	31	21.1%
2	様々な世代の人と集う場ができた	16	10.9%
3	障がいがある人などと一緒に活動する場ができた	1	0.7%
4	地域コミュニティと関わる場ができた	14	9.5%
5	やりがいや生きがいを感じることができた	22	15.0%
6	健康維持や体力づくりができた	10	6.8%
7	作品や活動等を発表する場ができた	23	15.6%
8	新しい知識や情報を得ることができた	7	4.8%
9	伝統文化や芸術等を継承することができた	15	10.2%
10	子供たちの健全育成に貢献することができた	6	4.1%
11	その他	2	1.4%
	無回答	0	0.0%
	総計	147	100.0%



「同じ趣味等を持つ仲間ができた」21.1% (31 件)、「やりがいや生きがいを感じることができた」15.0% (22 件)、「作品や活動等を発表する場ができた」15.6% (23 件) などが多く挙げられている。

問 活動に際して、直面している課題はありますか？（複数回答可）（N=36）

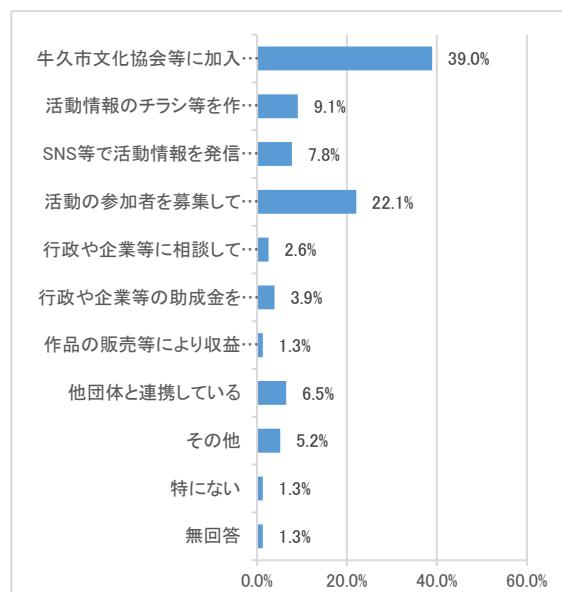
	項目名	件数	構成比
1	活動の参加者が減少・固定化している	29	39.7%
2	運営側の人材が不足・高齢化している	22	30.1%
3	活動に影響する法制度上の課題がある	1	1.4%
4	活動の場や設備等に課題がある	5	6.8%
5	活動資金面の課題がある	6	8.2%
6	地域住民との関係や意識面で課題がある	1	1.4%
7	行政の理解、市政への反映上の課題がある	3	4.1%
8	他団体との連携について課題がある	1	1.4%
9	その他	3	4.1%
10	特にない	2	2.7%
	無回答	0	0.0%
	総計	73	100.0%



「活動の参加者が減少・固定化している」39.7%（29件）、「運営側の人材が不足・高齢化している」30.1%（22件）が主な課題である。
法制度、場や設備、資金といった面で課題を感じている団体は比較的少ない。

問 課題解決のため、どのような取組や対策等を行っていますか？（複数回答可）（N=36）

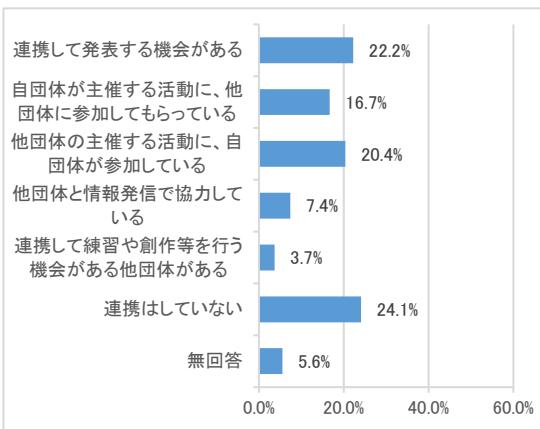
	項目名	件数	構成比
1	牛久市文化協会等に加入している	30	39.0%
2	活動情報のチラシ等を作成して配布している	7	9.1%
3	SNS等で活動情報を発信している	6	7.8%
4	活動の参加者を募集している	17	22.1%
5	行政や企業等に相談している	2	2.6%
6	行政や企業等の助成金を活用している	3	3.9%
7	作品の販売等により収益を得ている	1	1.3%
8	他団体と連携している	5	6.5%
9	その他	4	5.2%
10	特にない	1	1.3%
	無回答	1	1.3%
	総計	77	100.0%



「牛久市文化協会等に加入している」39.0%（30件）、「活動の参加者を募集している」22.1%（17件）などの取組が行われている。

問 活動する上で連携している団体はありますか？（複数回答可）（N=36）

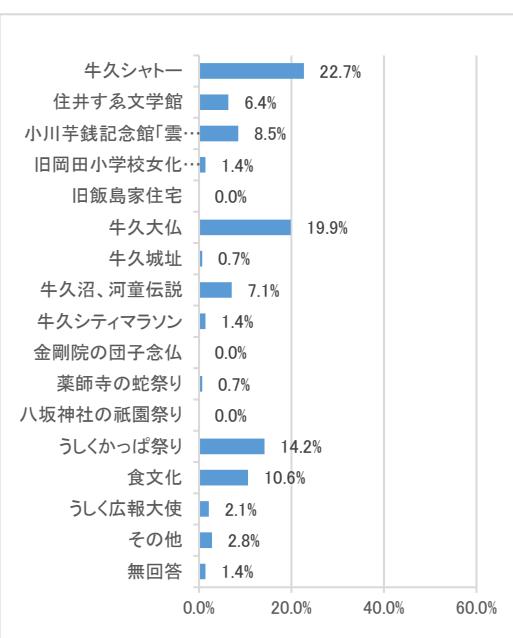
	項目名	件数	構成比
1	連携して発表する機会がある	12	22.2%
2	自団体が主催する活動に、他団体に参加してもらっている	9	16.7%
3	他団体の主催する活動に、自団体が参加している	11	20.4%
4	他団体と情報発信で協力している	4	7.4%
5	連携して練習や創作等を行う機会がある他団体がある	2	3.7%
6	連携はしていない	13	24.1%
	無回答	3	5.6%
	総計	54	100.0%



他団体との連携をしていない団体が 24.1%（13 団体）と最も多いが、「連携して発表する機会がある」22.2%（12 団体）、「他団体の主催する活動に自団体が参加している」20.4%（11 団体）、「自団体が主催する活動に他団体に参加してもらっている」16.7%（9 団体）など、一定数の団体が発表や活動を通じて連携を行っている。

問 牛久市の個性や魅力を効果的に発信できる文化芸術資源は何だと思いますか？（複数回答可）（N=36）

	項目名	件数	構成比
1	牛久シャトー	32	22.7%
2	住井すゑ文学館	9	6.4%
3	小川芋錢記念館「雲魚亭」	12	8.5%
4	旧岡田小学校文化分校校舎	2	1.4%
5	旧飯島家住宅	0	0.0%
6	牛久大仏	28	19.9%
7	牛久城址	1	0.7%
8	牛久沼、河童伝説	10	7.1%
9	牛久シティマラソン	2	1.4%
10	金剛院の団子念佛	0	0.0%
11	薬師寺の蛇祭り	1	0.7%
12	八坂神社の祇園祭り	0	0.0%
13	うしくかつば祭り	20	14.2%
14	食文化	15	10.6%
15	うしく広報大使	3	2.1%
16	その他	4	2.8%
	無回答	2	1.4%
	総計	141	100.0%



牛久市の個性や魅力を効果的に発信できる文化芸術資源としては、「牛久シャトー」が 22.7%（32 件）と最も多く挙げられている。次いで「牛久大仏」が 19.9%（28 件）、「うしくかつば祭り」が 14.2%（20 件）、「食文化」が 10.6%（15 件）、「小川芋錢記念館『雲魚亭』」が 8.5%（12 件）、「牛久沼、河童伝説」が 7.1%（10 件）などが続いている。

問 牛久市の文化芸術資源を、まちづくりや地域活性化などにどのように活かしていったらよいと思いますか？（複数回答可）（N=36）

	項目名	件数	構成比
1	多種多様な講座や公演を開催し、文化芸術に親しむ機会を増やす	18	17.5%
2	市民文化祭に関わる市民を増やし、文化芸術に親しむ機会を増やす	19	18.4%
3	若手芸術家を育成し、創作や発表の場を提供する	5	4.9%
4	子供たちの学校活動において、文化芸術の体験・鑑賞の機会を充実させる	10	9.7%
5	子供たちの部活動の支援、学校サポート等に、文化芸術を活用する	7	6.8%
6	社会人からの学び直し（リカレント教育やリスキリング）に文化芸術を活用する	3	2.9%
7	文化芸術団体の相互協力や連携を強化し、地域独自の文化芸術活動を支援する	7	6.8%
8	ターゲット層を意識した情報発信で、より効果的な広報活動を行う	2	1.9%
9	文化財の調査・保存・活用とともに、優れた人材を育成し、郷土の文化芸術を後世に伝える	2	1.9%
10	複数の文化芸術をつないで参加者を増やしていく仕組みをつくる	4	3.9%
11	空き家や空き施設を活用し、文化芸術の活動の場を広く提供する	3	2.9%
12	文化芸術の企画運営等に若者の参画を促し、青少年の健全育成や担い手を育成する	4	3.9%
13	生涯学習講座に文化芸術を活用し、広く市民が文化芸術を知る機会を充実させる	14	13.6%
14	地産地消の取組みを推進し、地域の食文化を継承する	3	2.9%
15	その他	2	1.9%
	無回答	0	0.0%
	総計	103	100.0%



文化芸術資源の活用方策としては、「市民文化祭に関わる市民を増やし、文化芸術に親しむ機会を増やす」が 18.4%（19 件）、「多種多様な講座や公演を開催し、文化芸術に親しむ機会を増やす」が 17.5%（18 件）、「生涯学習講座に文化芸術を活用し、広く市民が文化芸術を知る機会を充実させる」が 13.6%（14 件）となっている。その他にも、「子供たちの学校活動において文化芸術の体験・鑑賞の機会を充実させる」9.7%（10 件）、「若手芸術家を育成し、創作や発表の場を提供する」4.9%（5 件）など、多様な提案が挙げられている。

用語解説

用語	説明
アウトリーチ	芸術家や文化団体が学校や福祉施設など、通常は文化芸術に触れる機会の少ない場所に出向いて、体験・鑑賞等の芸術普及活動を行うこと。
ウェルビーイング	ウェルビーイング (Well-being) は、well (良い) とbeing (状態) からなる言葉で、身体的・精神的・社会的に良好な状態を意味する概念。
うしく音楽家協会	牛久市内及び牛久市ゆかりの音楽家で構成される団体。音楽ワークショップなどを通じて市民の文化芸術活動に貢献している。
うしく現代美術展	牛久市で開催される美術展。市民の文化芸術活動の発表の場として機能し、作家・市民・行政が連携して開催されている。
牛久シャトー	明治36年(1903)に神谷傳兵衛によって創設された日本初の本格的ワイン醸造場。事務室・醸酵室・貯蔵庫が「シャトーカミヤ旧醸造場施設3棟」として、国の重要文化財に指定され、日本遺産「日本ワイン140年史」の構成要素でもある。牛久市を代表する文化遺産であり、観光資源としても活用されている。
牛久市認定市民文化遺産制度	国・県・市に指定・登録されていない文化遺産のうち、地域によって守り伝えられてきた伝統的な祭りや行事・建造物などを市が認定し、地域とともに保護・活用していく牛久市独自の制度。令和5年度（2023）に創設された。
牛久市文化協会	牛久市内の文化芸術団体の連合組織。加盟団体の交流事業や文化協会力フェの実施など、文化団体間の交流促進と地域文化の振興に貢献している。
牛久市民文化祭	牛久市で開催される文化芸術の祭典。市民の文化芸術活動の発表の場として機能し、多くの市民が文化芸術に触れる機会となっている。
雲魚亭	日本画家・小川芋錢のアトリエ兼住居として昭和12年（1937）に建築された歴史的建造物。木造瓦葺平屋建で、和室が大小合わせて4室あり、建物は建築当初の姿をよく残していることから、平成22年（2010）に牛久市指定文化財に指定された。現在は「小川芋錢記念館雲魚亭」として公開されている。
小川芋錢	1868～1938年。牛久市ゆかりの日本画家・俳人。本名は小川茂吉。「河童の芋錢」として知られ、河童や農村、水辺の風物を題材とした独自の画風を確立した。代表作に「河童百図」がある。晩年は牛久沼のほとりのアトリエ「雲魚亭」で創作活動を行った。
近代化産業遺産	明治期以降、日本の近代化を支えた産業や技術に関する歴史的価値を持つ建造物、設備、施設群で、近代産業の発展に寄与したものを対象に、地域の活性化に役立てることを目的として、経済産業大臣が認定するもの。
クラウドファンディング	「クラウド（群衆）」と「ファンディング（資金調達）」を組み合わせた造語で、インターネットを通じて不特定多数の人々から資金を募る仕組み。支援者は、プロジェクトへの共感や、リターン（返礼品やサービス等）を目的に資金提供する。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。農業体験や地域の食文化に触れることで、都市と農村の交流や地域活性化を図る。
国登録有形文化財	築50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを登録し、緩やかな規制により保存を図る制度。指定文化財と比較し、活用がしやすい。
神谷傳兵衛	1856～1922年。牛久シャトー（シャトーカミヤ旧醸造場施設）の創設者。明治時代に日本初の本格的ワイン醸造場を牛久に設立し、日本のワイン産業の先駆者となった人物。
旧飯島家住宅	江戸時代に水戸街道の宿場・牛久宿の問屋役として中心的な役割を担った飯島家の歴史的建造物。明治17年（1884）に明治天皇が宿泊し、行在所として使用された。主屋、蔵などから構成されている。
近代化産業遺産	幕末から第二次世界大戦期までの間に建設され、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木に関する建造物や機械、文書などの遺産。牛久シャトーは「ワイン製造業の歩みを語る」遺産群として近代産業遺産に認定されている。

用語	説明
サステナブル (持続可能)	環境・社会・経済のバランスを保ちながら、将来の世代のニーズも満たすことができる状態。文化芸術の分野では、活動の継続性や環境への配慮、地域資源の保全などを意味する。
市民の木	牛久市みどりと自然のまちづくり条例に基づき、牛久市内に存在する巨樹・巨木や歴史的価値の高い希少な樹木を指定・保全する制度。ケヤキ、スダジイ、エノキなど市内各所に点在する樹木が指定され、樹木には解説板が設置されている。
住井すゑ	1902～1997年。小説家。奈良県出身。農民文学者・犬田卯と結婚後、牛久市に移住し、生涯の大半を牛久で過ごした。代表作は差別問題を扱った長編小説『橋のない川』。作品を通じて人間の尊厳と平等を訴え、社会問題に対する意識を高める文学活動を展開。自宅に「抱樸舎」という学習舎を設け、平等思想を学ぶ場とした。旧宅は令和3年（2021）に住井すゑ文学館として開館し、自筆原稿や愛用品などが展示されている。
重要文化財	建造物、美術工芸品などの有形文化財のうち、歴史上・芸術上の価値が特に高いもので、国(文部科学大臣)が指定したもの。本市では「シャトーカミヤ旧醸造場施設（3棟）」が該当する。
デジタルアーカイブ	文化財や芸術作品、歴史資料などをデジタルデータ化して保存・公開するシステム。時間や場所の制約を超えて文化芸術情報にアクセスできる環境を構築する。
日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定する制度。本市は山梨県甲州市と共同で「日本ワイン140年史」が令和2年（2020）に認定された。
バリアフリー	高齢者や障害者が生活する上での物理的・心理的な障壁(バリア)を取り除くこと。段差の解消、多言語対応、情報のアクセシビリティ向上などが含まれる。
フィルムコミュニケーション	映画やテレビドラマなどのロケーション撮影を誘致し、撮影をスムーズに進めるための支援を行う機関や活動。撮影を通じて地域の魅力を発信し、観光振興や地域活性化につなげる。
ふれあい牛久沼文化の集い	牛久市で開催される文化イベント。市民の文化芸術活動の発表・交流の場として機能している。
プラットフォーム	文化芸術活動を行う団体や個人が交流・連携し、情報や人材、ノウハウを共有するための基盤・仕組み。
文化うしく	牛久市の文化芸術に関する会報誌。地域文化活動の情報発信と市民の文化芸術への関心を高める役割を果たしている。
文化観光	地域固有の文化資源を観光資源として活用し、地域の魅力向上と交流人口の増加を図る取組。本市では日本遺産「牛久シャトー」を軸とした「ワインと食」による観光振興を推進している。
文化協会カフェ	牛久市文化協会が実施する交流事業。文化団体間の交流促進と地域文化の振興に貢献している。
文化財	文化財保護法第2条では、歴史上、学術上その他の価値が高い所産について、有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書など）、無形文化財（演劇、音楽、工芸技術など）、民俗文化財（衣食住、生業、信仰、年中行事など）、記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）、文化的景観（人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地）、伝統的建造物群（周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群）の6つの類型を「文化財」と定義している。また、とくにその価値が認められ、国の法律や県・市の条例に基づき指定されたものを「指定文化財」という。
ユニークベニュー	歴史的建造物や文化施設など、特別な場所を会議やイベント、レセプション等の会場として活用すること。
ワイン文化日本遺産協議会	牛久市と山梨県甲州市が共同で設立した協議会。日本遺産「日本ワイン140年史」の認定を契機に、両市のワイン文化を通じた連携事業を展開し、共同イベントやプロモーション、人材交流などを推進している。

牛久市内文化財一覧（令和8年3月31日現在）

国指定文化財

種別	名称	所在地	指定年月日
建造物	シャトーカミヤ旧醸造場施設（3棟）	中央3丁目	平成20年6月9日

県指定文化財

種別	名称	所在地	指定年月日
彫刻	阿弥陀如来坐像	奥原町	昭和33年3月12日
工芸品	太刀 銘 備前國長船住長光作	牛久町	昭和36年3月24日
工芸品	太刀 銘 大和國当麻友（以下切）伝友清	牛久町	昭和36年3月24日
彫刻	十一面觀音菩薩坐像	久野町	昭和60年12月16日
建造物	觀音寺本堂と仁王門	久野町	平成3年1月25日

市指定文化財

種別	名称	所在地	指定年月日
工芸品	東林寺城跡五輪塔	新地町	昭和49年5月1日
工芸品	得月院五輪塔	城中町	昭和58年5月6日
天然記念物	榧	城中町	昭和58年5月6日
史跡	牛久城大手門跡	城中町	昭和58年5月6日
史跡	文化道道標	さくら台1丁目	昭和58年5月6日
史跡	大日塚及び大日如来石仏	上太田町	昭和58年5月6日
史跡	大日塚及び大日如来石仏	島田町	昭和58年5月6日
史跡	大日塚及び大日如来石仏	桂町	昭和58年5月6日
史跡	中根一里塚	ひたち野西3丁目	昭和62年4月1日
工芸品	薬師寺宝塔	田宮町	昭和62年4月1日
彫刻	木造薬師如来坐像	城中町	平成11年6月23日
史跡	成井一里塚	城中町	平成13年6月22日
史跡	小坂城跡	小坂町	平成18年11月24日
工芸品	俳人石龍の墓碑	牛久町	平成20年9月26日
工芸品	金剛界大日如来石仏（時念仏塔）	田宮町	平成20年9月26日
彫刻	阿弥陀如来三尊像	井ノ岡町	平成20年9月26日
彫刻	閻魔大王と奪衣婆坐像	城中町	平成20年9月26日
考古資料	姥神遺跡出土宝珠硯	—	平成22年6月28日
建造物	雲魚亭	城中町	平成22年6月28日
工芸品	青面金剛像	東瑞穴町	平成22年6月28日
考古資料	ヤツノ上遺跡出土大洞A式期土偶及び土器群	—	平成23年10月17日
絵画	阿弥陀來迎及び千手觀音図	久野町	平成23年10月17日

種別	名称	所在地	指定年月日
天然記念物	田宮山薬師寺参道並木	田宮町	平成23年10月17日
絵画	紙本淡彩 老楊と荒村 小川芋錢筆	—	平成24年5月21日
絵画	紙本淡彩 田家四季草画 小川芋錢筆	—	平成24年5月21日
工芸品	河童の碑	城中町	平成25年4月22日
歴史資料	牛久藩大名行列図巻	—	平成30年3月26日
歴史資料	軍陣備之画図	—	令和7年12月18日
絵画	山口重政肖像画	—	令和7年12月18日

国登録有形文化財（建造物）

種別	名称	所在地	指定年月日
建造物	旧岡田小学校文化分校校舎	文化町	平成30年5月10日

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財（国選択）

種別	名称	所在地	指定年月日
風俗慣習関係	東関東の盆綱	茨城県、千葉県	平成27年3月2日

牛久市認定市民文化遺産*

種別	名称	所在地	指定年月日
無形市民文化遺産	新川囃子	牛久町	令和7年6月24日
無形市民文化遺産	団子念佛	久野町	令和7年6月24日